

令和3年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和3(2021)年6月
八洲学園大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 . . .	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1. 使命・目的等	5
基準 2. 学生	9
基準 3. 教育課程	22
基準 4. 教員・職員	32
基準 5. 経営・管理と財務	40
基準 6. 内部質保証	44
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	47
基準 A. 「人間性豊かな e ラーニング」による生涯学習社会の実現 . . .	47
V. 特記事項	58
VI. 法令等の遵守状況一覧	59
VII. エビデンス集一覧	67
エビデンス集（データ編）一覧	67

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

本学では、「建学の精神」に基づき、以下に挙げるような教育の理念、目的、ミッションを掲げて教育を行うとともに、一層の発展をはかるべく努力を重ねている。

1) 建学の精神

「教育の原点は家庭である」ことに基づいた、家庭教育、学校教育、社会教育の融合を図り、もって生涯学習社会を実現すると同時に、すべての人が高等教育の機会を得られることに貢献する。

2) 教育の理念

人間性豊かな e ラーニングを推進することにより、個人や社会の学習の課題を発見・解決し、新たな道を拓くことのできる資質・能力を養い、高める。

3) 使命・目的

学則第 1 条（本学の目的）

教育基本法及び学校教育法に則り、主として通信の方法により有用な人材の開発を企図し、もって社会に貢献するとともに、併せて生涯学習の要望に積極的に応えることを目的とする。

4) 生涯学習学部目標

学則第 3 条 2 項

本学部では、生涯学習とその支援についての研究を行い、その成果を生かした教育を通して、生涯学習社会の実現に貢献しうる課題発見・解決能力、実践力を培い、その基盤となる豊かな人間性の育成を目的とする。

5) 生涯学習学科目標

学則 3 条 4 項

本学科は、生涯学習とその支援についての研究・教育を行い、企業・行政・施設・各種ネットワークなどで人々の学習を支援する専門的能力、それを支える人間力を培い、広く生涯学習支援を行う人材の育成を目的とする。

6) 本学の特色

本学は、日本で初めて e ラーニングによる学位取得や国家資格取得を実現した大学である。「学びたい」という人間の本来的な欲求を満たすことに注力し、日本国内外から年齢や職業に関係なく多くの学生を受け入れ、生涯どこでも学習できるという生涯学習の理念を実現してきた。本学の卒業生は生涯学習関係施設、公共図書館、博物館等を中心に日本全国で活躍している。特に、教育の理念に「人間性豊かな e ラーニングを推進すること」と掲げているが、学生と教職員が双方向にやりとりできる独自の e ラーニング・システム、「SOBA マナベル（ソーバマナベル）」を活用した教育により、その理念を実現している。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

八洲学園大学

本学の設置者は学校法人八洲学園である。本学園は昭和 23（1948）年に創立（昭和 26（1951）年に設立）した。現在、八洲学園大学、八洲学園高等学校、八洲学園大学国際高等学校、八洲学園高等専修学校、福岡女子商業高等学校、ESA 音楽学院専門学校の 6 校を有している。本学は、平成 16（2004）年 4 月 1 日に神奈川県横浜市に開学した。

【表Ⅱ-1】八洲学園大学及び学校法人八洲学園の沿革

	八洲学園大学	学校法人八洲学園
昭和 23 (1948)年		ヤシマ裁縫学院創立。
昭和 26 (1951)年		学校法人八洲学園設立。ヤシマ文化学園、天理経理学校併設。
昭和 27 (1952)年		大阪経理専修学校設立。
昭和 29 (1954)年		大阪経理専修学校を玉造経理専門学校と改称。
昭和 41 (1966)年		鳳経理専門学校設立。
昭和 43 (1968)年		玉造タイピスト専門学校設立。玉造経理専門学校鳳校を鳳経理専門学校と改称。
昭和 51 (1976)年		玉造経理専門学校、鳳経理専門学校、天理経理専門学校、ヤシマ文化学園 4 校が専修学校の認可。玉造タイピスト専門学校を玉造タイピスト学校と改称。
昭和 53 (1978)年		ヤシマ文化学園をヤシマ女子専門学校と改称。
昭和 54 (1979)年		鳳経理専門学校高等課程を分離し鳳経理高等専修学校の認可。
昭和 58 (1983)年		玉造タイピスト学校を大阪玉造ビジネス専門学校と改称。
昭和 61 (1986)年		玉造経理専門学校、鳳経理専門学校をヤシマ情報経理専門学校と改称。大阪玉造ビジネス専門学校をヤシマ総合ビジネス専門学校と改称。鳳経理高等専修学校を鳳商業高等専修学校と改称。
平成 4 (1992)年		ヤシマ情報経理専門学校鳳校を廃校。八洲学園高等学校の認可。

八洲学園大学

平成 7 (1995)年		ヤシマ総合ビジネス専門学校をパソコンワープロカレッジ専門学校と改称。
平成 10 (1998)年		鳳商業高等専修学校を八洲学園高等専修学校と改称。
平成 12 (2000)年		八洲学園国際高等学校（沖縄）を設置。
平成 14 (2002)年		パソコンワープロカレッジ専門学校とヤシマ情報経理専門学校を統合し西日本柔道整復専門学校を設置。
平成 16 (2004)年	八洲学園大学開学。生涯学習学部家庭教育課程、人間開発教育課程開設。	
平成 17 (2005)年		天理経理専門学校、八洲女子専門学校、西日本柔道整復学校商業実務課程を廃止。
平成 18 (2006)年		八洲学園国際高等学校を八洲学園大学国際高等学校と改称。
平成 20 (2008)年	生涯学習学部家庭教育課程、人間開発教育課程入学定員削減。	
平成 21 (2009)年	生涯学習学部生涯学習学科家庭教育専攻、人間開発教育専攻開設。家庭教育課程、人間開発教育課程募集停止。	
平成 22 (2010)年	家庭教育専攻、人間開発教育専攻を廃止。生涯学習学部生涯学習学科に改組。	
平成 28 (2016)年		西日本柔道整復専門学校を廃校。
平成 29 (2017)年		福岡女子商業高等学校を福岡県那珂川町より移管。ESA音楽学院専門学校を設置。

2. 本学の現況

・ 大学名

八洲学園大学

・ 所在地

神奈川県横浜市西区桜木町 7-42

・ 学部構成

生涯学習学部 生涯学習学科

・ 学生数、教員数、職員数

【表Ⅱ-2】 学生数（人）

学部名学科名	定員			在籍者			
	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	正科生	科目等 履修生	特修生	合計
生涯学習学部 生涯学習学科	800	400	4,000	2,224	941	20	3,185

【表Ⅱ-3】 教員数（人）

	教授	准教授	講師	特任教授	合計
生涯学習学部 生涯学習学科	5	6	4	4	19

【表Ⅱ-4】 職員数（人）

所属	常勤（専任・嘱託）	非常勤	合計
八洲学園大学	6	4	10

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は、「教育の原点は家庭である」ことに基づいた、家庭教育、学校教育、社会教育の融合を図り、もって生涯学習社会を実現すると同時に、すべての人が高等教育の機会を得られることに貢献する。」という建学の精神に基づき、学習者が、体験した家庭教育・学校教育・社会教育等を振り返り、それらをもとに、これからの社会にかかわる自己を磨くために必要となる知見を、通信によって家庭（身近な場所）で、生涯を通じて学習できるようにしている。

そのため、学則第 1 条で、「教育基本法及び学校教育法に則り、主として通信の方法により有用な人材の開発を企図し、もって社会に貢献するとともに、併せて生涯学習の要望に積極的に応えることを目的とする。」と定めている。

また、学則第 3 条 2 項で学部の目的を「本学部は、生涯学習とその支援についての研究を行い、その成果を生かした教育を通して、生涯学習社会の実現に貢献しうる課題発見・解決能力、実践力を培い、その基盤となる豊かな人間性の育成を目的とする。」と定めている。

1-1-② 簡潔な文章化

大学ホームページに本学の使命・目的及び教育目的を簡潔に示している。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、「主として通信の方法により有能な人材の開発を企図し、もって社会に貢献する」こと、また「生涯学習の要望に積極的に応える」ことであるが、それらは本学の目的について定めた学則第 1 条に明示している。

また、教育の理念に「人間性豊かな e ラーニングを推進することにより、個人や社会の学習の課題を発見・解決し、新たな道を拓くことのできる資質・能力を養い、高める。」と明示している。

そして個性・特色はディプロマ・ポリシーにも反映されている。表 1-1-1 にその全文を記載する。

【表 1-1-1】ディプロマ・ポリシー

生涯学習学部生涯学習学科では、次のような素養を身につけ、かつ正科生として所定の期間在学し、卒業に必要な単位を修得した者に、学士（学術）の学位を授与します。

- ・生涯学習についての幅広い識見
- ・生涯学習社会の実現に貢献しうる課題発見・解決能力、実践力
- ・これらの基盤となる豊かな人間性

1-1-④ 変化への対応

平成 16（2004）年の開学当初は生涯学習学部を「家庭教育課程」と「人間開発教育課程」の 2 課程で編制していたが、入学者の減少及び財務状況を踏まえ、平成 21（2009）年 4 月に「生涯学習学科家庭教育専攻」と「生涯学習学科人間開発専攻」とし、さらに平成 22（2010）年 4 月に専攻を廃止し「生涯学習学科」へ、段階的に改組した。

生涯学習には、自身が生涯にわたり必要な学習に関わるという側面と、その支援者を養成するという側面がある。平成 22（2010）年度の改組により、前者を「生涯マネジメント系」と「人間力創造系」、後者を「生涯学習支援系」として、統合したカリキュラムを編成し、より多様な社会の要請に対応できるようにしている。また、「生涯学習支援系」においては、国家資格（司書・学芸員・社会教育主事（任用）・社会福祉主事（任用））の取得を目指す学生の要望に応え、正科生（資格・リカレント編入学）や科目等履修生の受入れにも力を入れ、地域文化の発展に尽くせる人材育成に力を入れている。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、使命・目的及び教育目的について具体的かつ明確に定め社会に公表している。また、使命・目的及び教育目的を個性・特色を反映させ明示し、学校教育法の趣旨に沿って、適切な目的を掲げている。社会情勢の変化と要請に応えていくために、教育理念や目的が適切かどうか、今後も自己点検・評価を行っていく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的及び教育目的は学則第 1 条に定められている。学則は教授会での審議を経て学長が決定し、理事会の承認を得て規定される。役員からは理事会を通して、教職

員からは教授会等を通して、本学の使命・目的及び教育目的について理解と支持を得ている。

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的を明示した学則は、学生向けポータルサイトの e ラーニング・システム、「SOBA マナベル (ソーバマナベル)」の「学生支援センター情報ページ」に掲載し、全ての教職員・学生が閲覧できるようにしている。

また、大学ホームページに建学の精神、教育の理念、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを掲載し、学内外への周知を行なっている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学では、平成 25 (2013) 年より、本学の使命・目的を遂行するために、10 年後の八洲学園大学の未来像を中長期計画として次のように策定し、それに向けた教育改革を進めている。

- (1) 生涯を通して主体的に学び発信し続ける意欲をもった人材を育成している。
- (2) 学生が意欲をもつ学びの場を構築している。
- (3) 時代の要請に応えた特色ある e ラーニングスタイルを提供している。
- (4) 生涯学習社会の実現に向けての研究開発を推進している。
- (5) グローバル化に対応した学習を提供している。
- (6) キャリア形成や就職・転職支援をしている。
- (7) 広く社会や地域に貢献している。

(1) ～ (3) は本学の使命・目的を遂行するための根幹となる目標であり、(4) ～ (7) は、カリキュラムの確認と再構築、公開講座の開設、キャリアコーディネイト室での就職・転職支援の充実、施設・設備を開放し、社会貢献を行うことを目標としている。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

三つの方針は、本学の使命・目的及び教育目的に基づいて策定されている。ディプロマ・ポリシーは 1-1-③で示した個性・特色及び教育目的等に基づいて策定されており、ディプロマ・ポリシーを達成するための基本的な方針として、カリキュラム・ポリシーを定めている。また、アドミッション・ポリシーでは、生涯学習学部生涯学習学科の目指す人材育成について掲げ、求める学生像について明確に示している。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の建学の精神は、「教育の原点は家庭である」ことに基づいた、家庭教育、学校教育、社会教育の融合を図り、もって生涯学習社会を実現する」であり、教育研究組織として生涯学習学部生涯学習学科を設置し、生涯学習の実践の場でもある附属図書館を設けている。

生涯学習学部は、「生涯学習とその支援についての研究を行い、その成果を生かした教育を通して、生涯学習社会の実現に貢献しうる課題発見・解決能力、実践力を培い、その基盤となる豊かな人間性の育成を目的とする」(学則第 3 条 2 項)。また、生涯学習学科は、

「企業・行政・施設・各種ネットワークなどで人材の学習を支援する専門的能力、それを支える人間力を培い、広く生涯学習支援を行う人材の育成を目的とする」（学則第 3 条 4 項）。

附属図書館の使命については、「八洲学園大学附属図書館規程」第 1 条にて、「八洲学園大学附属図書館は、八洲学園大学の教育・研究に資するため、図書、学術雑誌及びその他の資料の収集、管理及び運用を行うとともに本学が行う教育・研究活動に係わる情報提供をその使命とする」と定めている。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的及び教育目的の理解と共有に向けた取り組みをさらに深めるとともに、自己点検・評価を行い、中長期計画の実施を進めていく。

【基準 1 の自己評価】

基準 1 は、いずれの項目も基準を満たしている。

「1-1 使命・目的等」については、「すべての人が高等教育の機会を得られることに貢献する」という建学の精神のもと、使命・目的及び教育目的を学則に明確に定め大学ホームページに公開している。また、学則、教育の理念、ディプロマ・ポリシーに個性・特色を明示・反映し、かつ教育基本法、学校教育法、大学設置基準等の法令に則っている。

「1-2 使命・目的及び教育目的の反映」については、使命・目的及び教育目的が中長期計画や 3 つの方針に反映され、生涯学習学部生涯学習学科、附属図書館といった教育研究組織が構成されている。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は、平成 29（2017）年度に使命・目的及び教育目的や 3 つのポリシーとの整合性を踏まえてアドミッション・ポリシーを改定し、募集要項や大学ホームページにて公開している。アドミッション・ポリシーの全文は、表 2-1-1 に記載する。

平成 22（2010）年度受審の大学機関別認証評価における「科目等履修生の比率が高く正科生の比率が低い」との指摘を踏まえ、平成 23（2011）年度に正科生（資格・リカレント編入学）という学生区分を新設する入試制度の改革を行った。また、同年 11 月に、出願検討者の問い合わせ先を明確にするために入学支援相談センターを新設した。

入学支援相談センターでは、授業と同じ e ラーニング・システム「SOBA マナベル（ソバマナベル）」を使った入学説明会オンデマンドを公開している。

さらに、出願検討者が本学の e ラーニングを具体的にイメージできるよう、大学ホームページに「ミニ授業」（担当教員による科目紹介動画）や「在学生・卒業生の声」（在学生や卒業生のインタビュー記事）を掲載し、学生の視点からみた情報も提供している。

【表 2-1-1】アドミッション・ポリシー

生涯学習学部生涯学習学科では、本学の建学の精神、教育の理念、使命・目的に共感し、生涯学習社会の実現に貢献しうる様々な経歴を持つ学生を国内外から幅広く受け入れます。

- ・豊かな人間性と生涯学習についての幅広い識見を基礎学力の上に養い、専門的な知識・技術を習得して、生涯学習社会の実現のために貢献しようとする意欲のある方。
- ・生涯学習関係の国家資格（社会教育主事、司書、学芸員、司書教諭等）を取得し、生涯学習センター、公民館、図書館、博物館、学校等で専門性を生かして働こうとする方、学校支援等に関わって地域の教育に寄与しようとする意欲のある方。
- ・マネジメント力（創造力、問題解決力、コミュニケーション力等）を培い、企業等において、新たな道を切り拓こうとする意欲のある方。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、「生涯学習社会の実現に貢献しうる様々な経歴を持つ学生を国内外から幅広く受け入れます」とアドミッション・ポリシーに掲げているとおり、いわゆる科目教科による入学試験は実施せず、入学志願書と作文、自己活動歴の提出をもって入学試験の可否判定を行う。

作文は、入学後について問うことでこれからの学習への意欲についてたずね、自己活動歴は、入学前について問うことでこれまでの学習、すなわち生涯学習への意欲があったかについてたずねるものである。具体的には、作文ではテーマとして「八洲学園大学で何を学び、それをどう生かしたいか」について400字～800字程度で記入してもらい、目標の設定によって学習意欲を問う。自己活動歴では、学歴や職歴に限定せずスポーツや文芸、ボランティア、活動などについて2件以上で記入してもらい、これまで意欲をもって取り組まれた活動について問う。上記の入試問題の作成は、本学で作成したものである。

合否判定は、教務委員会と総務委員会のメンバーからなる合否審査会が書類選考によって協議し、教授会の承認によって決定を行う。合否審査会では、作文と自己活動歴によって本学のアドミッション・ポリシーを理解しているかどうかについて選考を行う。

これらの提出書類と選考過程によって、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れの実施と検証が実施されているといえる。

また、様々な経歴を持つ学生を受け入れるためには、学習へ意欲を持った機会に入学してもらう必要がある。そのため、ほぼ通年で入学検討者からの願書受付を実施しており、入学者の受け入れは1年間のうち4回機会を設けている。入学者の受け入れを年間4回にしたことで、表2-1-2のように入学者が増加した。また、生涯学習社会の実現を目指すためリカレント教育に着目し、シニア割引を実施している。シニア割引は、50歳以上～60歳未満の「シニアコース」と60歳以上の「プラチナコース」を設けている。本学では1科目ごとに授業料のかかる単位従量制であるが、シニア割引では科目数によらず授業料は定額である。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学は、平成21(2009)年度～平成22(2010)年度に段階的に生涯学習学科に改組した。その後も入学定員比率は依然厳しい状況にあるが、表2-1-2の通り、編入学も含めた入学定員比率は平成22(2010)年度から21.4%上昇し、改善傾向にある。

なお、大学ホームページの「在学生数・出願状況」は常に最新の人数を掲載している。

【表2-1-2】入学定員比率及び在籍者定員比率の推移

年度	入学定員 (人)	入学者数 (人)	入学定員比率 (%)	収容定員 (人)	在籍者数(人)	収容定員比率 (%)
平成22	1,200	93 (599)	7.8 (49.9)	4,000	943 (1,714)	23.6 (42.9)
平成23	1,200	142 (563)	11.8 (46.9)	4,000	895 (1,826)	22.3 (45.7)
平成24	1,200	221 (489)	18.4 (40.7)	4,000	967 (1,824)	24.2 (45.6)
平成25	1,200	177 (378)	14.8 (31.5)	4,000	984 (1,782)	24.6 (44.6)
平成26	1,200	201 (436)	16.8 (36.3)	4,000	996 (1,767)	24.9 (44.2)
平成27	1,200	269 (537)	22.4 (44.8)	4,000	1,104 (1,951)	27.6 (48.8)
平成28	1,200	360 (597)	30.0 (49.8)	4,000	1,252 (2,191)	31.3 (54.8)
平成29	1,200	389 (653)	32.4 (54.4)	4,000	1,418 (2,395)	35.4 (59.8)
平成30	1,200	430 (631)	35.8 (52.5)	4,000	1,573 (2,583)	39.3 (64.5)
平成31 (令和元)	1,200	442 (655)	36.8 (54.5)	4,000	1,790 (2,758)	44.7 (68.9)
令和2	1,200	624 (856)	52.0 (71.3)	4,000	1,890 (2,885)	47.2 (72.1)

※編入学生も含む。また、()内は科目等履修生も含む。

こうした状況を踏まえ、中長期計画に基づき以下のような方策を実施している。

まず、他の大学や企業との連携を推進している。これまでに、教職課程を置く大学との司書教諭資格科目の履修に関する協定（2大学）、司書の嘱託事業を行う企業との司書資格科目の履修に関する協定（3社）、及び司書・学芸員・社会教育主事（任用）の嘱託事業を行う企業との各資格科目の履修に関する協定（1社）を締結した。

次に、高大連携として、八洲学園グループ校の八洲学園高等学校及び八洲学園大学国際高等学校からの募集に力を入れている。各校の進路指導担当教員の協力を得て広報に努め、入学金を返納する「グループ校割引制度」を設けて入学しやすい環境を整えている。さらに、本学教員が八洲学園大学国際高等学校の教員を兼務する人事交流も行っている。また、実際の授業を体験できる機会を設けるため、平成 25（2013）年度秋学期から、学生以外の者が正規科目の一部を公開講座として受講できる「開放授業」を開設している。加えて、平成 21（2009）年度から開始した教員免許状更新講習は、全国の高等学校をはじめとする学校の教員の本学認知度を向上させる役割を果たしている。平成 21（2009）～令和 2（2020）年度の受講者は累計 4,469 人であった。

（3）2-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の課題は、入学定員と収容定員に対する入学者と在籍者の割合が低いことである。科目等履修生を含めると半数を超えるものの、科目等履修生を除くと半数未満となり低い。入学者と在籍者の割合を高めるため、2-1-③で述べたように、複数の方策を講じている。近年の入学者と在籍者がやや増加傾向にあるのは、これらの方策の成果であるといえよう。今後もこれらの方策の継続、拡大をしていきたい。

その他、本学では通信制大学という特色を生かし、視覚障害や身体障害を持つ学生の受け入れ体制の整備を検討している。平成 29（2017）年度 SD 研修会では、学外の専門家を招き、視覚障害者への支援についてと合理的配慮のためのガイドライン策定について講演をいただいた。平成 30（2018）年度 SD 研修会では、精神障がい・発達障がいのある学生への対応について研修を深めた。このようにして受け入れ体制の検討を進めている。また、国の政策でも推進されているリカレント教育に着目し、司書資格取得者への発展的な内容を含む科目として、平成 30（2018）年度春期より「学校図書館専門職基礎プログラム」と、秋期より「学校図書館専門職応用プログラム」を開講した。「学校図書館専門職基礎プログラム」は、文部科学省「学校司書のモデルカリキュラム」対応プログラムで、これまで明確な資格制度が設けられていなかった学校司書のための科目である。「学校図書館専門職応用プログラム」は本学独自の科目で、基礎プログラムを履修後であれば受講可能とした。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

（1）2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

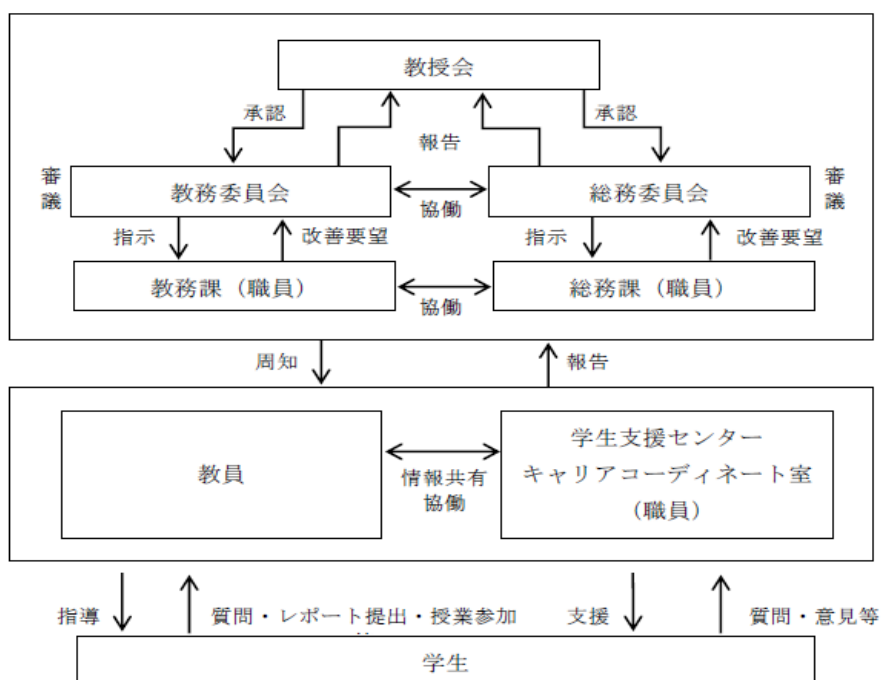
(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学の学修支援及び授業支援に関する方針・計画・実施体制は、図 2-2-1 のようになっている。教務委員会を中心に方針・計画が審議され、教授会の承認を得て、学長により決定される。教務委員の構成員は教員だが、委員会には教務課職員も参加している。決定された方針・計画は、教務課から全教職員に周知され、実施される。内容により総務委員会及び総務課も協働している。

また、図 2-2-1 の下部は教職員による学修及び授業等の支援体制を示している。通信制の本学では、教員が学生と直接会う機会は少ない。しかし、「SOBA マナベル」では、受講学生から科目担当の教員へ質問ができる機能があり、質問が投稿された場合には科目担当の教員のメールアドレスにその旨が通知される。学生から科目担当教員へ質問されたことは職員へも通知がいくため、返信の有無や内容について共有することができる体制が整えられている。教員は担当する学生について確認したいことがあれば随時メールや電話で職員に問い合わせる。職員からも、学生からの意見・要望等は速やかに担当教員に伝えられ、「八洲学園大学教員情報ページ」(図 2-2-2) による案内等も行われている。また、レポートの課題登録期日や返却期日等について職員から教員へ個別にリマインドメールを配信し、メールマガジンによって学事日程や支援室へ届いた学生の声、広報や教務について配信している。このように教員と職員の間では定期的に情報が共有されている。通信制の大学である特色を鑑みて、募集要項に障害のある学生への配慮は表 2-2-3 のとおりの対応となることを示している。そのうえで、障がいのある学生からの申し出によって配慮すべき事項がある場合には個別対応している。個別対応は、学生支援センターが行っているが、障がいのある学生から教員へ直接連絡がある場合には教員が個別対応するなど、柔軟な対応を行っている。

【図 2-2-1】学修支援及び授業支援に関する方針・計画・実施体制



【図 2-2-2】 八洲学園大学教員情報ページ例



【表 2-2-3】 募集要項:出願にあたっての確認・了承事項/本学での学習に関して (抜粋)

(11) 本学での受講には文字・映像・音声による情報をご自身で理解いただく必要があります。点字・点訳、手話・ノートテイク、その他の介助等が必要は、各自でご用意ください。
--

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

2-2-①でも述べた通り、学生は「SOBA マナベル」で教員や職員に 24 時間いつでも質問ができる。回答期間は、教員・学生支援センターともに 1 週間以内を原則としている。職員は学生・教員間の質問及び回答内容も確認でき、必要に応じ教員に連絡を取っている。通信制の本学ではいわゆるオフィスアワー制度は実施していないが「SOBA マナベル」を活用し、時間や場所の制約を受けない学修支援を行っている。

さらに、本学の特色である「SOBA マナベル」を活用したスクーリング授業に関しても、教員が授業をスムーズに進行し、かつ学生が不安なく受講できるよう、表 2-2-4 のような体制をとっている。なお、TA に関しては、本学の特性を鑑みて活用していない。

【表 2-2-4】 スクーリング授業に関する教員と職員の協働

授業前	教員	事前に授業配信用資料を作成しメールで職員に送る。
	職員	配信用資料の確認を行い授業配信に備える。
授業中	教員	配信教室に備えられた内線電話を使い随時事務局（職員）に連絡を取ることができる（職員からの連絡も可能）。
	職員	事務局内に備えられた教室ごとに表示されたモニタリング用パソコンにて各授業の進行を確認し、何かあればすぐに教室に駆けつける。職員による「授業見学」として職員の視点からのカリキュラム把握にもつながっている。
授業後	教員	授業で著作物を使用した場合は「著作権に関する外観チェックシート」に記入し事務局に提出する。
	職員	収録した授業を録画に変換し、著作物を使用している画面の削除処理を行い、「再配信授業」や「オンデマンド」を配信する。

授業外の学習支援・教育相談については、図 2-2-1 で示した通り学生支援センターが担当しており、学生が安心して相談できるようワンストップサービスを行っている。学生支援センターでは、通信制であるために陥りがちな情報不足やコミュニケーション不足を回避し、学生が孤立し学習意欲を失うことが無いよう、主に「SOBA マナベル」を活用した支援を行っている。

図 2-2-5 は、「SOBA マナベル」の「学生支援センター情報ページ」の TOP 画面（例）である。

時間割等の基本情報から、履修登録方法や教科書購入方法、スクーリング授業の受講方法、教員への質問方法、レポート提出方法、附属図書館の利用方法、証明書の申請方法、休学や復学の方法等、学生生活に関わる情報を分かりやすく提供している。

そして、「学生支援センター情報ページ」の「質問・各種申請」から学生はいつでも問い合わせができる。学期末等多いときは 1 日 50 件以上の質問が届く。

なお、学生から学生支援センターへの問い合わせ手段は、「SOBA マナベル」の質問機能には限らない。メール、電話、来校での相談も受付しており、受付時間は平日 9:00～18:00、土日祝日 9:00～17:00 である（授業実施時期等により変更する場合がある）。特にスクーリング授業の受講方法に関しては、電話やメール等でのサポートも行い、パソコン操作を苦手とする学生も「SOBA マナベル」を使いこなせるよう支援している。

【図 2-2-5】「学生支援センター情報ページ」の TOP 画面（例）



また、平成 25（2013）年度以降、課題レポート対策等をテーマとしたオンラインの「学生支援センター説明・交流会」を月 1 回開催している。ディスカッション機能を使った交流タイムは、他の学生と交流する貴重な機会として非常に好評である。このような日々の支援によって得た情報は、「学生支援センター情報ページ」の内容更新やメール等での案内に活かし、質問・相談をして来ない学生へのフォローにつなげ、中途退学等の防止に努めている。

中途退学については、「学生支援センター情報ページ」に案内を掲載しているが、まず学生支援センターに相談するよう促している。相談の中で学生が抱える問題が解消され学習継続や休学に変わることも多い。社会人学生の実態に合わせて休学を柔軟に認めていることも、中途退学防止につながっている。それでも中途退学を希望する者は、退学理由を明記した「退学願」を提出する。「退学願」は教務委員会の審議を経て教授会で受理される。退学理由は本人の事情によるものがほとんどである。

なお、停学についてはこれまで事案が起きていない。また留年についても、本学は学年制ではないため留年という概念がなく、在学年限内で卒業できない場合は除籍となる。

以上のように、本学では中途退学、停学、留年に関する課題は少ないが、学習が停滞してしまう学生はいる。そこで、入学後早い段階でフォローするため、平成 24 (2012) 年度から入学支援相談センターによる新入生説明会を開催している。また、平成 27 (2015) 年度から基礎科目「初年次セミナー」を開設し、大学での学び方を身につけられるようにしている。

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

教職員の協働を強化するため、情報共有の体制をさらに整備していく。また、交流会の開催は職員が主として月 1 回開催しており、教員の参加や自主開催は裁量に任されている。そのため、教員ごとに交流会を実施する回数に差があるのが現状であるため、実施回数を底上げする

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学の学生はほとんどが既に就職しており、社会的・職業的に自立している学生が多い。そのため、様々なニーズを想定し、以下のようにキャリア教育のための支援を実施している。

教育課程内では、平成 29 (2017) 年度にキャリア教育担当の専任教員を 1 名新たに採用し、計 2 名の専任教員を中心に、「ビジネス・スキル「状況判断と決定力」」「キャリアデザイン 1」等の計 10 科目のキャリア教育科目を開設している。

教育課程外でも、平成 24 (2012) 年度にキャリアコーディネーター室を設置し、キャリア教育科目の担当教員と協力して支援を行っている。また、「大学職業紹介業務運営規程」を改定し、学生への就業支援につながるよう内容の充実に努めた。なお、資格取得を主な目的とする学生が多い本学の特色に応じ、卒業生や退学者、科目等履修生も支援の対象としている。また、半年ごとに就活セミナーや会社説明会を開催し、今後のキャリアプラン検討の情報提供を行っている (表 2-3-1)。

平成 24 (2012) ~令和 2 (2020) 年度のキャリアコーディネーター室に届いた就職・転職の報告は計 145 件であった (科目等履修生を含む)。

進学支援も、キャリアコーディネーター室が相談窓口となり、内容に応じて教員が個別に対応している。

【表 2-3-1】 キャリアコーディネート室による就転職支援

転職セミナー	自己分析や面接対策等をテーマにて開催。平成 26 (2014) ~令和 2 (2020) 年度に計 58 回開催し累計 925 名が参加。
会社説明会	本学で取得した国家資格を活かした就転職ができるように、提携企業の会社説明会を SOBA マナベルで開催。平成 24 (2012) ~令和 2 (2020) 年度に計 26 回開催し累計 558 名が参加。
求人情報、インターンシップ情報等の提供	企業等の求人票、インターンシップ情報、説明会情報等を本学ウェブサイトの専用ページに公開。
履歴書・職務経歴書・エントリーシートの添削	履歴書は本学独自の様式を SOBA マナベル上で提供。メールによる添削指導も実施。
模擬面接	教職員が面接官となり実施。終了後に総評をメールで提供。
司書及び学芸員希望者向けメールマガジンの配信	司書及び学芸員の求人情報をメールマガジンで都道府県ごとに配信。令和 2 (2020) 年度末時点の配信希望者は司書 502 名、学芸員 175 名。
就職相談・キャリア・カウンセリング	正科生に限り、対面や「Google meet」などのオンライン会議システムを活用し実施。
ブログ	キャリアコーディネート室のブログを更新。

(3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

通信制の大学という特色によって、様々なニーズに応えるよう、就職支援を実施している。今後は、現在実施している、キャリアコーディネート室を中心とした就職支援のより一層の充実を図るとともに、学生からのニーズに十分に対応できているかを評価し、提供情報や体制の充実、見直しを図っていきたい。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では、学生サービス、厚生補導のための組織として学生支援センターが設置され、適切に機能している。

まず、学生に対する経済的な支援については、本学では自身で学費を捻出している学生や経済的に厳しい状況にある学生が多いことから、履修する科目に応じて学費が決まる単位従量制授業料を採用している。そのため、履修する科目数によって支払う学費が異なることもあり、学費納入期日の延長にも柔軟に対応している。また、退学後 5 年間は入学金を免除する制度も導入したため、学修を諦めて退学した学生がもう一度入学する機会を与えると同時に、経済的負担も軽減する方策をとっている。さらに、表 2-4-1 のような支援制度を整備している。

【表 2-4-1】 経済的な支援に関する制度

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金	通信課程第一種及び第二種奨学金。
株式会社オリエントコーポレーションの学費提携教育ローン	授業料等の分割払いサービス（平成 24（2012）年 11 月導入）。
シニア割引制度	50 代以上の学生に対する本学独自の学費定額サービス（平成 25（2013）年度導入）。
厚生労働省教育訓練給付金	司書、学芸員、司書教諭の資格取得者（科目等履修生）が対象。

次に、学生の課外活動への支援については、学生支援センターによる支援の他、教員の主導による交流会等も行われている。例えば平成 29（2017）年度には、司書科目の担当教員による交流会や、法学系科目の担当教員による刑事施設参観等が行われた。

また、学生に対する健康相談、生活相談等については、学生支援センターが相談窓口となり、本人の意向を尊重しながらアドバイスしている。在宅によってスクーリングが受講できる本学では、体力面や精神面で通学が困難な学生、介護などで通学が困難な学生であっても学習しやすい環境である。また、来校者の体調不良に備え、横浜キャンパス 6 階に簡易ベッドを備えた保健室を設置し、事務局には学生用の配置薬も置いている。以上のように、通信制の本学に合った学生サービスを行っているが、学生が全国各地に点在している本学では、ともすれば学生が孤立し学修意欲を失う恐れがある。そこで、学生支援センターでは、できるだけ親しみやすさを感じてもらえるよう、Facebook や Twitter、ブログ「学生支援センター日誌」を活用し、「顔の見える」学生支援センターを目指して支援を行っている。

（3） 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生生活の安定のための支援として、経済的に困難を抱えた学生であっても学費の支払いを分割して行える制度等を整えている。学生の課外活動への支援としては、教員主導による交流会が実施されており、それが学生同士の交流の場になっている。現在の体制を維持するとともに、学生の課外活動への支援の充実を図っていきたい。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

（1） 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

（2） 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

八洲学園大学

本学の施設設備に関する大学設置基準と令和3（2021）年5月1日現在の状況との対比は、表2-5-1の通りであり、基準を満たしている。

横浜キャンパスは神奈川県横浜市西区にあり、横浜駅東口から徒歩10分と、通信制でありながら非常にアクセスしやすい場所に位置している。9階建て1棟で、通信制大学のため運動場や体育施設等は有していないが、通学する学生が少ない中でも講義室・演習室を14室設置している。この講義室・演習室には配信用のデスクトップパソコン、マイク、Webカメラと書画カメラ、テレビモニタ等を備え、ライブ授業の教育的効果を高めている（表2-5-2）。

また、平成28（2016）年度から東京都新宿区にeラーニングスタジオを整備している（表2-5-3）。

【表2-5-1】校地・校舎面積（㎡）

校地面積	1000.21
校舎面積	4,429.0 (設置基準上必要な面積 3,440.0)
(内訳) 一般校舎	1,824.0
管理関係・その他	2,315.0
附属図書館	290.0

【表2-5-2】横浜キャンパスの設備

階	設備
9階	講義室（1室）、研究室
8階	講義室（1室）、研究室
7階	講義室（1室）、賃貸オフィス（本学園収益事業）
6階	講義室・演習室（5室）、講師控え室、保健室
5階	講義室・演習室（6室）、サーバ管理室
4階	八洲学園高等学校横浜分校
3階	八洲学園高等学校横浜分校
2階	八洲学園大学事務局（学生支援センター）、八洲学園大学附属図書館
1階	グリーンポート桜木町保育園（本学園収益事業）

【表2-5-3】eラーニングスタジオ（新宿）の設備

階	設備
8階	談話室
7階	講義室（1室）
6階	講義室（1室）
5階	講義室（1室）
4階	講義室（1室）
3階	編集録画スタジオ
2階	配信教室

1階	配信スタジオ
地下1階	倉庫

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

横浜キャンパス 2階には学生支援センターと並んで附属図書館がある。閲覧室には約90席の学習スペースを確保しており無線LANも完備することで、ノートパソコンを持参しての学習に適した環境を整えている。開館時間は平日 10:30～18:30、土日・祝日 10:30～17:00 を原則としているが、実際はスクーリング授業の開講に合わせおおよそ平日 9:00～19:00、土日祝日 9:00～17:00 まで開館している。閉館日も、年末年始の他は学内行事による不定期の閉館のみである。令和元（2019）年度の開館日数は350日であった。令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス拡散防止対策のため4月中旬より閉館し、郵送での貸出対応のみとした。

令和3（2021）年5月1日現在附属図書館の蔵書数は、表2-5-4の通り約19,000冊・点であるが、本学では学生が全国各地に点在しており来館できない学生も多い。そこで、「SOBA マナベル」内に附属図書館ページを設け、蔵書検索や貸出申請ができるようにしている（図2-5-5）。資料の受取・返却は郵送で行い、貸出期間は31日間と長めに設定している。

【表2-5-4】附属図書館蔵書数（冊・点）

種類	和書	洋書・中国書	視聴覚資料	合計
蔵書数	18,626	487	203	19,316

【図2-5-5】「SOBA マナベル」内の附属図書館「本を探す」ページ

資料の貸出・複写

■資料の貸出
貸出冊数：10冊まで（ただし卒業生は5冊まで） 貸出期間：1ヶ月間（31日間）

SOBAマナベルにログインし、上部メニュー「図書館」→「本を探す」よりご利用ください。
【お詫び】現在、卒業生の方は「図書館」機能をご利用いただけません。サービス再開まで今しばらくお待ちください。

[「SOBAマナベル」ログイン](#)

本を探す 八洲学園大学図書館の資料の検索、貸出申請を行うことができます。

ブックマーク

[取消](#) [貸出申請](#) [予約申請](#)

合計:0

25 ▼

タイトル ▼

来館できない学生が多いことから利用が少ない閲覧室の有効活用のため、平成 24 (2012) 年 8 月から附属図書館の一般開放を開始し、令和元 (2019) 年度は月平均 130 名の一般利用があった。主に近隣の高校生、大学生や社会人が学習スペースとして利用しており、地域貢献の一つとなっている。学生、教職員のみならず一般の利用者も年々増加していたが、令和 2 (2020) 年度は新型コロナウイルス拡散防止対策のため 4 月中旬より閉館となり、令和 3 (2021) 年度も 6 月時点では閉館を継続している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

横浜キャンパスは、昭和 56 (1981) 年建築基準法施行令改正 (新耐震) の条件を満たしており、アスベスト飛散の危険性も無い。

設備点検は、日常管理及び定期点検を専門の業者に委託し実施している。防火管理は、職員から防火管理者 1 名を選任し、年 2 回の火災報知器や消火器の点検を実施している。また、令和 2 (2020) 年度は新型コロナウイルスの影響で在宅勤務が増えたため、メールによる安否確認の訓練を実施した。

さらに、平成 22 (2010) 年 3 月にセコム株式会社による機械警備を導入し、玄関の開錠・施錠は開館時間に合わせたタイマー式で、開館時間外はセンサーによる侵入管理が行われている。

施設・設備の利便性についても、障害者や高齢者に配慮したバリアフリー整備がされている。具体的には、車椅子による移動を考慮した玄関前スロープの設置、エレベータ 2 基のうち 1 基への鏡の設置、障害者用トイレの設置をしている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行う学生数は、教育効果を十分上げられるような人数となっている。

まず、スクーリング履修では、インターネット経由での授業配信の安定性を考慮し 1 科目最大 50 名程度と人数制限を設けている。

一方、テキスト履修では、1 科目あたりの人数制限はないが、履修学生数が約 200 名以上の科目のオンライン試験を実施する際は配信サーバを増設し安定性を確保している。

(3) 2-5 の改善・向上方策 (将来計画)

授業を行う学生数の適切な管理に関しては、教員の担当科目数の平均化や履修学生数が極端に多い科目を担当する教員の負担軽減が課題である。特に後者については、教育効果を担保できるよう、副担当教員の配置や複数教員による科目開講等の措置を採るため、兼任教員の増員等を教務委員会にて検討していく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生支援センターでは、平成 25（2013）年 3 月、平成 26（2014）年 9 月、平成 27（2015）年 9 月、平成 28（2016）年 9 月、平成 29（2017）年 9 月、令和 2（2020）年 3 月、に学生アンケートを実施した。（平成 30（2018）年～令和元（2019）年は e ラーニング・システムの移行に伴い中断）

アンケートで得た学生からの意見・要望には可能な限り対応し、大学ホームページにて「学生アンケートへの対応」として公表した。また、学生支援センターでは、学生からの意見や要望は随時共有され、「SOBA マナベル」の学生支援センター情報ページに活かされている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、学生支援センターを設け、電話や「SOBA マナベル」を使用して相談できる窓口を設けている。これまでの対応履歴なども把握できるようになっている。

また、ハラスメントガイドラインを作成し、本学 HP に掲載して、相談をしやすい環境を整えている。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、通信制の大学であるため「SOBA マナベル」の整備が学修環境の整備である。そのため、「SOBA マナベル」に関する学生の意見・要望の把握・分析については、学生アンケートや学生支援センターへの電話、「SOBA マナベル」を通じた質問機能によって把握してきた。「SOBA マナベル」の管理保守会社と連絡し、改善できる箇所については随時改善を行った。例えば、「お知らせ」の未読件数の表示や、証明書申請機能の追加など、学生や教職員の要望をもとに改善を進めている。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

これまで個別に対応してきた学生からの意見・要望の把握・分析と検討結果の活用について、大学全体として取り組む必要がある。今後、アンケートの手法や分析について教務委員会を中心に検討していく。

【基準 2 の自己評価】

基準 2 は、いずれの項目も基準を満たしている。

「2-1 学生の受け入れ」については、アドミッション・ポリシーの改定をはじめとして、様々な取り組みを行っている。入学定員及び収容定員の充足率は低いものの、増加傾向にあり、今後も重要課題として取り組む。

「2-2 学修支援」については、「SOBA マナベル」やメールマガジンを通じた情報共有を主として教職員の体制が整備されているが、通信制の大学であるがゆえに学生の学習意欲を保つために交流の機会を増やしていく必要がある。

「2-3 キャリア支援」については、既に就職している学生が多いことからキャリアアップのための科目を設け、また就業前の学生へはキャリアコーディネーター室による相談窓口の設置や就職・転職セミナーを実施している。

「2-4 学生サービス」については、2-2 で述べたように学生支援センターが対応している。単位毎に授業料を徴収する単位従量制の採用や退学後 5 年間は入学金を徴収しない制度の導入によって学生の経済的負担の軽減を図っている。

「2-5 学修環境の整備」については、大学通信教育設置基準に準拠し適切な学修環境を整備・運営・管理している。今後、授業を行う学生数の適切な管理のため、教員の担当科目数の平等化や履修学生数が極端に多い科目の担当教員の負担軽減を進めていく。

「2-6 学生の意見・要望への対応」学生からの意見や要望については学生支援センターが主として扱い、教職員で共有している。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は、平成 29（2017）年度に使命・目的及び教育目的や 3 つのポリシーとの整合性を踏まえたディプロマ・ポリシーに改定し、募集要項や大学ホームページにて公表している。表 3-1-1 にその全文を記載する。

【表 3-1-1】ディプロマ・ポリシー

生涯学習学部生涯学習学科では、次のような素養を身につけ、かつ正科生として所定の期間在学し、卒業に必要な単位を修得した者に、学士（学術）の学位を授与します。

- ・生涯学習についての幅広い識見
- ・生涯学習社会の実現に貢献しうる課題発見・解決能力、実践力
- ・これらの基盤となる豊かな人間性

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学の単位認定については、学則第 29 条及び第 30 条にて定めている（表 3-1-2）。また、科目ごとの評価基準はシラバスに記載している。シラバスは所定様式を定めており科目間での差異は無い。各科目の評価の材料となるスクーリング授業の出席状況や課題レポートの添削履歴等の学習履歴は、全て学習管理システム（LMS）の「SOBA」内にある科目ごとの「出席管理」「レポート添削」「提出履歴」にて一元管理されており、「SOBA」には職員もアクセス可能で指導状況が可視化されている。

【表 3-1-2】 単位の授与及び成績評価

<p>学則</p> <p>第 29 条 次の各号のとおり、単位を授与する。</p> <p>一 テキスト授業によるものについては、添削指導を受け合格した者に科目修得試験の受験資格を与え、当該試験の合格者に単位を授与するものとし、論文によるものについては、論文が完成し合格したときに単位を授与する。</p> <p>二 スクーリング授業によるものについては、出席が良好な者に最終試験の受験資格を与え、当該試験の合格者に単位を授与する。</p> <p>三 卒業論文（卒業研究演習を含む。以下同じ。）については、指導教員の指導を受け、審査に合格した者に単位を授与する。</p> <p>四 学外実地研修については、研修先の評価及び学生等が提出する実地研修報告書を審査し、合格したものに単位を授与する。</p> <p>2 前項の科目修得試験は、本学が指定する会場で行い、科目修得試験の日時・会場は、その都度公表する。</p> <p>3 第 1 項の科目修得試験、卒業論文審査及び学外実地研修審査を受けるためには、当学期の授業料、その他の費用等が納入済みであることを要する。</p> <p>第 30 条 成績評価は、優、良、可、不可の 4 種の標語で表わし、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。</p> <p>2 前項の標語の基準は、次のとおりとする。</p> <table> <tr> <td>優</td> <td>100 点～80 点</td> </tr> <tr> <td>良</td> <td>79 点～70 点</td> </tr> <tr> <td>可</td> <td>69 点～60 点</td> </tr> <tr> <td>不可</td> <td>59 点以下</td> </tr> </table>	優	100 点～80 点	良	79 点～70 点	可	69 点～60 点	不可	59 点以下
優	100 点～80 点							
良	79 点～70 点							
可	69 点～60 点							
不可	59 点以下							

次に、進級については、本学は学年制ではなく単位制のため、特に定めはない。

最後に、卒業認定については、表 3-1-1 のとおり、教育目的に基づくディプロマ・ポリシーを制定し、大学ホームページにて公表している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位の認定は、表 3-1-2 のとおり、学則第 29 条に則り、科目の履修等に基づいた成績評価によって行われる。授業科目の評価基準は、授業科目ごとにシラバスに明記している。成績評価は、表 3-1-2 のとおり、学則第 30 条に定め、厳正に適用している。

卒業の認定は、ディプロマ・ポリシーを踏まえており、卒業要件は、学則第 12 条及び履修規程第 7 条で定められている。

表 3-1-1 のディプロマ・ポリシーにある「所定の期間在学し」については、学則第 12 条にて、休学期間を除いて 4 年以上（編入学の場合は編入学年次に応じ 1～3 年以上）と定めている。また「卒業に必要な単位数」については、履修規程第 7 条にて、基礎科目 30 単位、専門科目 64 単位、自由選択科目 30 単位の計 124 単位（うち面接授業 30 単位以上）と定めている。

なお、自由選択科目とは、基礎科目と専門科目から自由に選択できるという意味であり、年齢や経歴が多様である本学の学生に合わせて選択幅を広くしている。

また、生涯学習学部生涯学習学科を置く本学では、卒業時期を延長し学習を継続する学

生も多いため、卒業要件を満たすと同時に卒業を認定するのではなく、学期ごとに卒業申請期間を設けている。卒業申請書類を提出した学生について、教務委員会内に設けられる卒業判定会議に諮り、教授会の承認をもって卒業を認定している。

他大学等で修得した単位の認定は、出願時に提出を義務づけている成績証明書に基づき複数名の教務委員会にて審議し、本学のカリキュラムを補えるものは認定している。

認定単位数の上限は、2年次相当転入学及び3年次相当編入学は60単位、4年次相当編入学は90単位と定め、大学ホームページ等で出願検討者に周知している。令和2(2020)年度の単位認定実績は新入生・在学生合計で99件であった。

なお、本学では、多様な学生を受け入れるため、本学を卒業せずに資格取得、検定試験合格、教養の向上などを目指す者を想定して、開学当初に科目等履修生という学生区分を設けており、また、平成23(2011)年度に正科生(資格・リカレント編入学)という学生区分を新設した。科目等履修生や正科生(資格・リカレント編入学)の区分で入学した者は、必要な科目を履修し、自分の目的を達成すると、その旨を教務課へ届け出る。教務委員会に諮り、本人の入学目的と照らし合わせて履修状況を確認し、教授会の承認をもって科目等履修生の「終了」、正科生(資格・リカレント編入学)の「リカレント修了」を認定している。

(3) 3-1の改善・向上方策(将来計画)

単位認定に関しては、学則や履修規程にて定める基準が各科目に厳正に適用されるよう、FD研修会等、各科目の評価基準の正当性を振り返る機会の設定、評価基準が明記されていないシラバスの改善等を進めていく。また、単位認定を一層実質的なものとし学生の学修支援のツールとするために、令和2(2020)度よりGPA制度を導入し、その活用に取り組んでいる。

卒業認定等に関しては、ディプロマ・ポリシーについて、アドミッション・ポリシーやカリキュラム・ポリシーと同じく平成28(2016)年度から見直しを行って、平成29(2017)年度末に改定したが、引き続きテキスト履修及びスクーリング履修の特徴を明確にして、ディプロマ・ポリシーの浸透を図るよう努めていく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学は、平成29(2017)年度に使命・目的及び教育目的や3つのポリシーとの整合性

を踏まえたカリキュラム・ポリシーに改定し、募集要項や大学ホームページにて公表している。表 3-2-1 にその全文を記載する。

【表 3-2-1】カリキュラム・ポリシー

生涯学習学部生涯学習学科では、本学の見学の精神、教育の理念、氏名・目的に基づき、生涯学習社会の実現に貢献しうる人材を育成するため、下記の方針に基づきカリキュラムを編成します。

1. 卒業時の到達目標

- ・生涯学習についての幅広い識見を身につけます。
- ・生涯学習社会の実現に貢献しうる課題発見・解決能力、実践力を身につけます。
- ・これらの基盤となる豊かな人間性を身につけます。

2. 自ら主体的に学ぶ学生に合ったカリキュラム編成

- (1) 科目区分は「基礎科目」と「専門科目」の 2 区分で構成し卒業要件を明確にします。
- (2) 「基礎科目」30 単位以上、「専門科目」64 単位以上の修得を卒業要件とすることにより、一つの領域に偏らない幅広い学習を可能とします。同時に、卒業要件の残り 30 単位は 2 区分から選択することにより自由度の高さを確保します。

3. 生涯学習を目的とした学生の多様な関心に応えるカリキュラム編成

- (1) 「基礎科目」は、学生が本学での学習を進めるにあたって、教養的・基礎的知識や基礎スキルを身につけることを目的とした科目により編成します。導入教育としての「初年次セミナー」をはじめとするアカデミックスキルを身につける科目、及び、「専門科目」で学習する準備として、教養的・基礎的知識や基礎スキルを身につける科目があります。

「専門科目」は、学生が「基礎科目」で学習した知識やスキルを土台に、本格的な専門知識やスキルを幅広くより深く学習することを目的とした科目により編成します。

「専門科目」は、下記 3 つの系の科目を開設します。

- ①生涯学習支援系：生涯学習についての幅広い識見を養うため、生涯学習学、社会教育学、図書館 情報学、博物館学に関する科目を開設します。同時に、必要な単位を修得することで、社会教育主事（任用）、司書、学芸員の資格を取得できます。また、教員免許状取得等の条件を満たす方は司書教諭の資格も取得できます。
- ②生涯マネジメント系：生涯学習社会の実現に貢献しうる課題発見・解決能力、実践力を養うため、法律・経済・経営・ビジネスに関する科目、及び、キャリア教育に関する科目を開設します。同時に、必要な単位を修得することで、税理士、簿記、行政書士等の資格取得にも役立ち、また、卒業後の進路を意識し自らのキャリアについて考え実現していく力を養います。
- ③人間力創造系：豊かな人間性を養うため、文学・言語・歴史、宗教・倫理・哲学、教育・家庭・健康などの多様な領域に関する科目を開設します。学生が自らの生涯にわたって教養を高め、人間力を培えるように、多様な領域を網羅します。

- (2) 希望する学生を対象とした卒業論文関係科目を開設します。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学の三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、建学の精神、教育の理念および学部・学科の目的に基づいて策定している。表 3-1-1 のディプロマ・ポリシーに掲げた三つの素養は、表 3-2-1 のカリキュラム・ポリシーに掲げた専門科目の 3 つの系と対応している。「生涯学習についての幅広い識見」は生涯学習支援系、「生涯学習社会の実現に貢献しうる課題発見・解決能力、実践力」は生涯マネジメント系、「これらの基盤となる豊かな人間性」は人間力創造系と対応している。

ディプロマ・ポリシーで掲げた素養を身につけるため、カリキュラム・ポリシーに基づいた教育課程を編成していることから、これらのポリシーの一貫性は担保できている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学の教育課程は、表 3-2-1 のカリキュラム・ポリシーに基づき図 3-2-2 のように体系的に編成されている。導入・入門的な役割を果たす基礎科目と、本格的な専門知識やスキルを幅広くより深く学習する専門科目によって構成され、専門科目は「生涯学習支援系」「生涯マネジメント系」「人間力創造系」の三つの系に分かれている。

【図 3-2-2】教育課程の体系的編成

		生涯学習支援系				生涯マネジメント系				人間力創造系			その他	
専門科目	生涯学習論 社会教育学 図書館情報学 博物館学	ビジネス マネジメント				生活 マネジメント		キャリア 教育	文学・ 言語・ 歴史	宗教・ 倫理・ 哲学	教育・ 家庭・ 健康	特別 講義	卒業 論文 関係	
		ビ ジ ネ ス 理 論	ビ ジ ネ ス 実 践	ビ ジ ネ ス と 法 律	論 述 力 ・ 思 考 力	生 活 と 法 律	生 活 と 科 学							
基礎 科目	(科目例) 「初年次セミナー」「レポートの書き方入門」 「生涯学習論 1 (生涯における学習設計)」「図書館概論」 「法学概論」「生きる力のもとの探求」													

本学では学生の年齢や経歴が多様であることから、卒業のための必修科目は無く、学生自身が自由に科目を選択できる。資格取得に必要な科目を履修し単位を修得することにより、卒業時に、社会教育主事（任用）、司書、学芸員、社会福祉主事（任用）の 4 つの国家資格を取得でき、例年多数の取得者がいる。また、教員免許状保有者であれば司書教諭資格も取得できる。

また、平成 28（2016）年 11 月に文部科学省が定めた「学校司書のモデルカリキュラム」に応じたカリキュラムの構築を教務委員会にて検討し、本学独自の学校図書館専門職養成プログラムとして、平成 30（2018）年度に順次開講した。

3-2-④ 教養教育の実施

本学では、専任教員が少ないため教養教育実施のため特別に設けている組織は無いが、生涯学習学部生涯学習学科を置く単科大学として生涯を通じての教養教育に力を入れており、全学で取り組んでいる。

教育基本法の改正に伴い整備された教育振興基本計画第 1 期計画で、大学教育に示された基本的方向「教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える」を具現化するため、本学では履修規程で教養科目を「人間力創造系」と位置づけ、「文学・言語・歴史」「宗教・倫理・哲学」「教育・家庭・健康」というカテゴリーに分類し、令和 2 年（2020）4 月施行の履修規定では合計 218 科目を開講している。

科目の開設等は教務委員会にて検討・審議し、教授会審議を経て学長が決定し、科目の大半を専任教員が担当している。

なお、本学の学生は年齢や職業等が多様であり求められる教養も様々であることから、必修科目は置かず個々の学生が自身の教養に資する科目を選べるようにしている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教授方法の工夫・開発については、社会人学生が学びやすい環境の提供を使命とし取り組んでいる。本学では、スクーリング履修とテキスト履修という 2 つの履修形態があるが（実習や卒業論文関連等一部科目は異なる）、いずれも独自の e ラーニング・システム「SOBA マナベル」を用い、通学不要で学習できる仕組みを確立している。

表 3-2-3 は、学生、教員、職員の各立場から見た「SOBA マナベル」の主な機能であるが、学修に関わるほぼ全ての事柄を網羅している。

【表 3-2-3】「SOBA マナベル」の主な機能

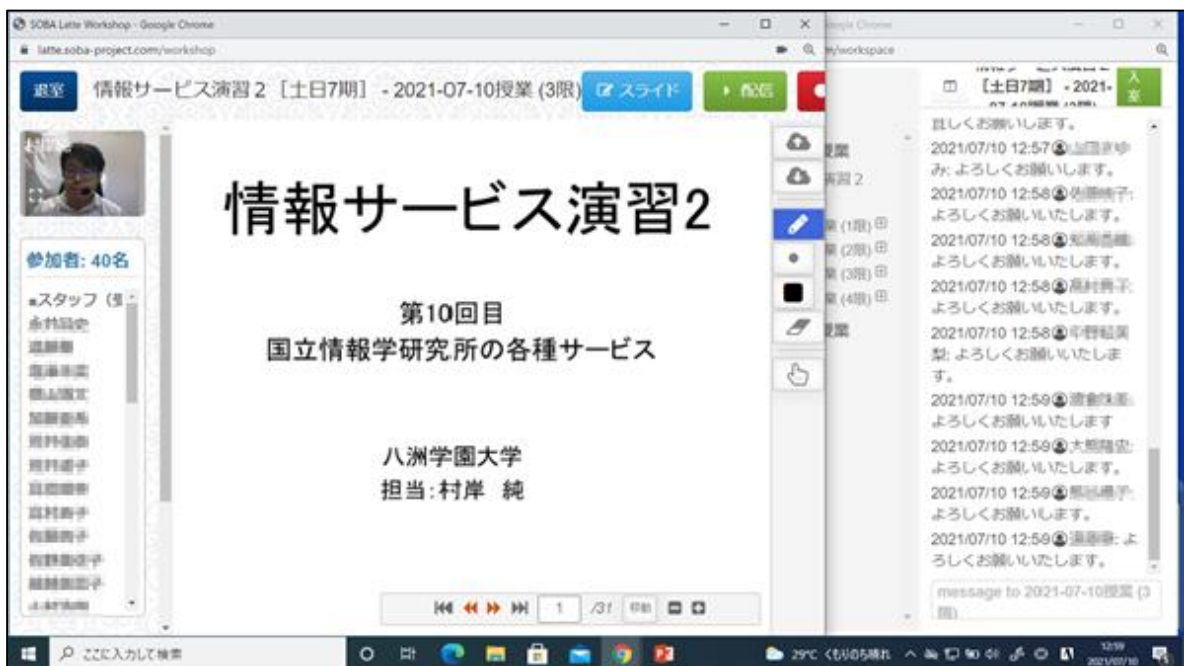
	学 生	教 員	職 員
履修	<ul style="list-style-type: none"> ・シラバス確認 ・履修登録 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当学生情報の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・科目、シラバス登録 ・履修登録受付
学費	<ul style="list-style-type: none"> ・課金内容確認 ・入金用番号取得 		<ul style="list-style-type: none"> ・課金、入金状況確認
教材	<ul style="list-style-type: none"> ・教材ダウンロード 	<ul style="list-style-type: none"> ・教材配信 ・教材閲覧状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料等配信 ・資料閲覧状況確認
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・課題レポート提出 ・返却コメント確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・課題レポート添削 ・課題レポート返却 	<ul style="list-style-type: none"> ・課題レポート配信 ・提出状況の把握
授業	<ul style="list-style-type: none"> ・受講（チャット参加） ・再配信授業受講 ・オンデマンド視聴 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業実施 ・チャットへの応答 ・再配信受講への返答 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業モニタリング ・再配信授業配信 ・オンデマンド配信
試験・成績	<ul style="list-style-type: none"> ・受験 ・試験レポート提出 ・成績確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験問題登録 ・採点 ・成績登録 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験問題配信 ・受験サポート

質問 ・ 連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員への質問 ・ 支援センターへの質問 ・ 連絡等の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質問回答 ・ 学生への個別連絡 ・ 学生への一斉連絡 ・ 全体お知らせ掲示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質問回答 ・ 学生の個別連絡 ・ 学生の一斉連絡 ・ 全体お知らせ掲示
図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 蔵書検索 ・ 貸出申込 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 蔵書検索 ・ 貸出申込 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 蔵書登録 ・ 貸出・返却処理
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 説明会等の参加 ・ アンケート回答 ・ 各種証明書申請 ・ 住所等変更申請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交流会の開催 ・ アンケート配信 ・ アンケート回答確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 説明会等の開催 ・ アンケート配信 ・ アンケート回答集計 ・ 各種証明書発行 ・ 住所等変更処理

スクーリング履修の特色は、「SOBA マナベル」を活用した臨場感あるスクーリング授業である。教員は、配信教室に設置されたパソコンを用いて授業を行う。板書のようにタッチペンでパソコン画面に書き込みができ、難しい操作は必要ない。その画面はそのまま学生側の画面に反映され、学生はチャット機能による「発言」で授業に参加する。教員の呼びかけに学生がチャットで応じること、また学生のチャットでの質問に教員が答えることで、授業が活性化し内容が深められる（図 3-2-4）。

さらに、「ディスカッションルーム（→チャット拡大画面）」機能（図 3-2-5）では、グループワークが可能で、活発な議論が可能である。また、チャットで意見を書き込むときには、考えてまとめるので、他の人の発言を見て論理的な思考ができる。自分の発言を励みにすることもできる。幅広い年齢層の学生が集まる本学では、多様な経験・視点から議論が行われている。

【図 3-2-4】スクーリング授業画面



【図 3-2-5】 ディスカッションルーム画面



また、社会人学生が多い本学では、仕事の都合等でスクーリング授業を受けられる時間が限られる学生も多く、「再配信授業」も実施している。「再配信授業」は、授業当日中に録画を視聴し担当教員から指示された課題又は授業の感想を提出することで出席扱いとなるもので、科目の特性に合わせて導入している。なお、「再配信授業」の対象とならない科目も含め、全ての授業の録画（以下、「オンデマンド」という）を授業翌日に配信している。「オンデマンド」は開講期間中何度でも視聴でき、事後学習に活用されている。同様に、「SOBA」の教材配信機能を使い授業前に資料を配信する事により、準備学習を促している。

時間割も、学生の多様なニーズにできる限り対応できるよう、「平日」「週末」「集中」の3パターンの時間割を用意している。平日スクーリングは、毎週決まった曜日に開講するもので、1限（9:00～10:30）から7限（20:10～21:40）まで設定されている。平成26（2014）年度から週2コマ開講するコースを、平成27（2015）年度から3ヶ月間で完結するコースを新設した。週末スクーリングは、土日のみに開講するもので、平成26（2014）年度から土曜のみ及び日曜のみのコースを新設した。集中スクーリングは、夏期（8月）及び冬期（2月）の連続した日程で開講するもので、平成27（2015）年度から開講日を増やした。

一方、テキスト履修においても、「SOBA」を活用した特色ある指導を実現している。課題レポートの提出方法には、直接入力する方式とファイルを添付する方式があり、科目の特性に応じて使い分けられている。課題レポートの提出から添削、採点、返却まで全てシステム上で行われており、郵送よりも迅速なやりとりが可能で、提出状況や返却状況が即座にシステムに反映される。また、学生から教員への質問機能が各科目に備えられており、24時間いつでも質問ができる。このように、テキスト履修においては、授業はないが、個々の学生への指導が実現されている。

以上のような教授方法の改善を進めるための組織体制として、教務委員会があり、FD

も実施している。

最後に、単位制度の趣旨を保つための工夫についてであるが、登録単位数の上限は履修規程第 2 条にて定めており、平成 24 (2012) 年度に半年あたり 30 単位から 25 単位に変更した。また、学則第 26 条にて大学設置基準第 21 条に則った単位の計算方法を定めている。履修形態ごとの教授方法と単位の計算方法は表 3-2-6 の通りである。

【表 3-2-6】履修形態ごとの教授方法及び単位の計算方法

履修形態	教授方法	単位の計算方法 (学則第 26 条より)
スクーリング履修	1 回 90 分の授業 (1 単位科目は全 8 回、2 単位科目は全 15 回) に 8 割以上出席し、最終試験に合格すると単位が授与される。	1 時間のスクーリング授業に対し 2 時間の準備のための学習を必要とするものとし、15 時間の面接授業等を 1 単位とする。
テキスト履修	1,600 字程度の課題レポートを 1 単位あたり 1 回提出し添削を受ける。課題レポート合格後、科目修得試験に合格すると単位が授与される。	45 時間の学習を必要とするテキストの学習をもって 1 単位とする。

(3) 3-2 の改善・向上方策 (将来計画)

教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化に関しては、カリキュラム・ポリシーについて、ディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシーと同じく、平成 28 (2016) 年度から見直しを行い、平成 29 (2017) 年度末に改定したが、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発に関しては、社会のニーズの分析等に基づき、バランスの取れた基礎科目及び専門科目の開設、学生のニーズに合わせた時間割の工夫、e ラーニング・システムの操作性の向上を引き続き進めていく。

一例として、平成 28 (2018) 年 11 月に文部科学省が定めた「学校司書のモデルカリキュラム」に応じて、本学独自の学校図書館専門職養成プログラムを構築し、平成 30 (2018) 年度に順次開講したが、プログラムの履修状況に基づいて見直しを進めていく。

また、単位制度の趣旨を保つための工夫としてシラバスの見直し等を進めていき、さらには、教養教育の充実についても論議を重ねていく。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、3-2 で述べたように「SOBA マナベル」に学生の学習履歴が蓄積される。教

員は、科目ごとに達成状況を点検しながら指導を行っている。スクーリング履修では、チャット機能を使った出席確認や授業中のやり取り、「再配信授業」視聴後に提出する感想レポート等で学生の理解度を把握し、授業進行や指導に活かしている。テキスト履修では、主に課題レポートにて学生の理解度を把握し、返却時のコメントや再提出の指示といった指導に活かしている。また、「博物館実習」（学外実習）や「卒業論文」等その他の履修形態においても、「SOBA マナベル」の「メッセージ機能」を活用し、教員は学生の学習状況を確認しながら指導をしている。そして、学生自身も、「SOBA マナベル」によって自分の単位修得 状況や過去の学習内容を振り返りながら学修することができる。また、学生支援センター（職員）も個々の学生の学修状況に応じた支援を行っている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

本学では、3-3-①で述べたように各科目において学生の学修状況を点検・評価し、その結果をその都度教育内容にフィードバックしている。さらに平成 27（2015）年度から学習管理システム（LMS）のアンケート機能を活用した 無記名方式の「科目評価アンケート」を開始した。その結果は事務局がまとめて「八洲学園 大学教員情報ページ」に公開するとともに印刷体を配布し、各教員が教育内容・方法等の改善に活かしている。（LMS は 開学以来「eLy」であったが（2015 年度も）、2019 年度に「SOBA マナベル」に移行。移行後、科目評価アンケートはシステム開発のため休止している。）

なお、学位記授与式の際に寄せられる卒業生のメッセージからは、学生一人一人が e ラーニングという特長を大いに生かし大学卒業という目標を達成していることがうかがえる。

また、過去 5 年間（平成 28（2016）年度～令和 2（2020）年度）の卒業生（学士取得者）は 255 名であった。その他、資格取得等の目的を達成して本学での学習を終えた編入学リカレント修了生は 925 名、科目等履修終了生は 882 名であった。同期間の再入学者は正科生、科目等履修生合計 94 名に及び、これは本学の教育に満足した結果と捉えることができる。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発に関しては、現在は科目ごとに行っているため、三つのポリシーを踏まえた学習成果の点検・評価の実施については教務委員会を中心に検討していく。その際、学生によって履修計画が様々である本学の実態を反映させたものを目指す。

教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバックに関しては、平成 27（2015）年度に開始した「科目評価アンケート」の活用の他、学生が自身の学習状況を振り返るためのアンケート、卒業生へのアンケート等、点検・評価に必要な材料を揃える ための方策を検討していく。

【基準 3 の自己評価】

基準 3 は、いずれの項目も基準を満たしている。

「3-1 単位認定、卒業認定、修了認定」については、基準は学則に明記され厳正に適用されている。各科目の評価基準の正当性を振り返る機会を設けること、シラバスの内容

を充実すること等によって、ディプロマ・ポリシーを踏まえて一層厳正な適用を進めていく。

「3-2 教育課程及び教授方法」については、教育目的やディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラム・ポリシーに沿って体系的な教育課程を編成し、社会人学生が学びやすい環境の提供を念頭に教授方法の工夫・開発に取り組んでいる。今後も社会の需要に即した科目の開設やeラーニング・システムの改良を進めていく。

「3-3 学修成果の点検・評価」については、現在は主に科目ごとに点検・評価及びフィードバックを行っている。今後は三つのポリシーを踏まえた学習成果の点検・評価及びフィードバックの体制整備について教務委員会を中心に検討していく。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確 立・発揮

平成 24（2012）年度から、意思決定の迅速性や戦略の機動性を高めるため、それまで数多くあった委員会を教務委員会及び総務委員会の 2 組織に統合した。学長には、両委員会の議案、議事録をはじめとするあらゆる情報が集約され、必要に応じて適切なリーダーシップが発揮できる体制となっている。さらに学長は教授会の議長を兼務し、次年度事業計画や大学運営に関わる人事、予算、組織編成にてリーダーシップを発揮している。また、理事会や評議員会を通じて学園本部や各校との意思疎通を図り、経営面からも支持・支援を得るようにしている。

対外的な広報活動に重点を置くために、兼務ではあるが副学長を置き、学長を補佐している。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学では、使命・目的を達成するための意思決定組織として、全専任教員から構成される教授会を置いている。教授会については学則第 8 条で規定している。

また、その適切な運営のため「八洲学園大学教授会規程」を定めている。同第 3 条にて教授会で審議すべき事項を、同第 6 条にて教授会の下部組織として教務委員会及び総務委員会を置くことを定めており、教務委員会及び総務委員会にて審議し承認された事項が教授会にて審議され、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントを構築している。さらに、同第 3 条に「教授会は、次に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。」と定め、学長の意思決定の権限と責任を明確にしている（図 4-1-1）。

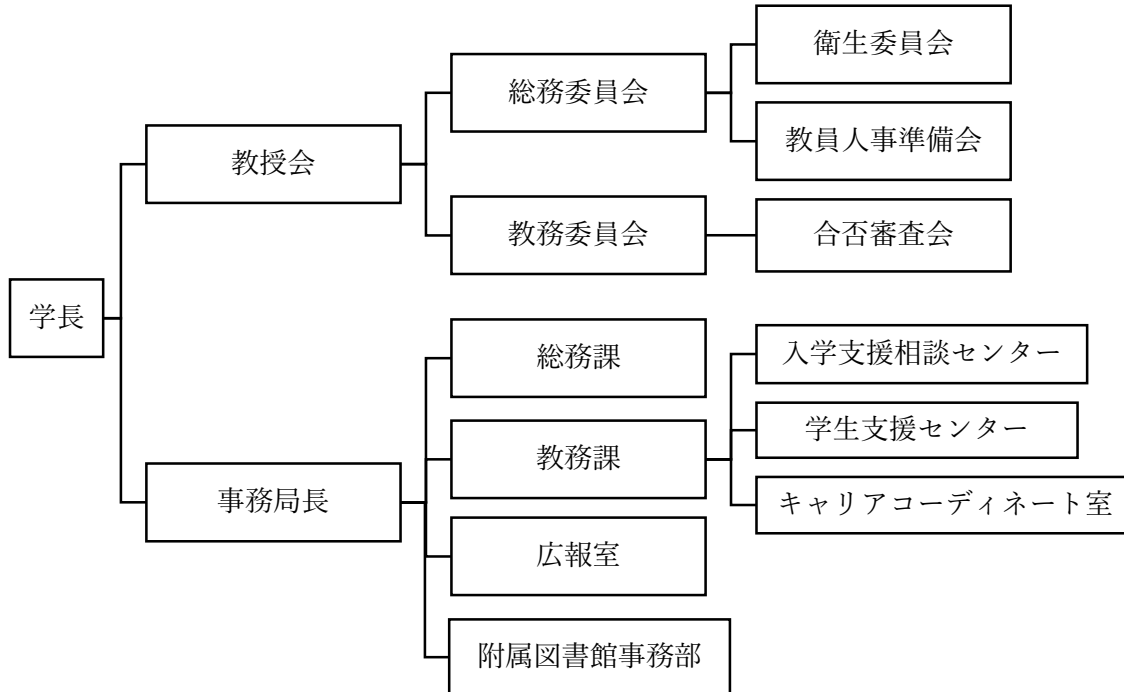
4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学の事務組織は、「八洲学園大学事務組織及び事務分掌を定める規程」に基づき編制している。

図 4-1-1 の通り、総務課、教務課、広報室、附属図書館事務部の 4 つの部門があり、教務課の下に各部門の職員が兼務する学生支援センター、入学支援相談センター、キャリアコーディネート室を配置している。事務局長の下に総務課長、教務課長、広報室長、附属図書館事務部長を、また教務課長の下に学生支援センター長兼入学支援相談センター長、キャリアコーディネート室長を配して、本学が教学マネジメントを遂行するための役割を

明確化している。

【図 4-1-1】 令和 3（2021）年度 八洲学園大学組織図



【表 4-4-1】 規程に定めのない下部組織の説明表

組織名	業務内容
教員人事準備会	教員採用、昇任等の総務委員会での審査準備として、関係教職員による意見交換を行う。
衛生委員会	労働安全衛生法に基づき設置する。労働環境の安全・衛生を整える取り組みを行う。
合否審査会	教務委員会での入試審議の前に出願者の審査を行う。
広報室	本学の広報に関する連絡調整等の対応全般を行う。
入学支援相談センター	入学を検討される方の相談窓口。
学生支援センター	在学生、卒業生の相談窓口。
キャリアコーディネーター室	在学生、卒業生の就転職支援を行う。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

現在、副学長を置き、ヤフー株式会社（Yahoo Japan Corporation）の元 CIO の人脈を活かして対外的な広報活動を主な職務としているが、その具体的な職務が十分に定義されているとはいえない。そのため副学長の役割を明確に定めるとともに、学内の職務を担当する副学長の配置も検討する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学では、カリキュラム・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーを踏まえ、多様な分野の科目を開設している。そのため、実務家教員を含む兼任教員も積極的に採用しており、兼任教員は、令和 3（2021）年 5 月 1 日現在 56 人となっている（科目を持たない教員を除く）。

基準 3 で教育課程の編成として基礎科目、専門科目について述べたが、いずれの科目区分においても専任教員を配置している。基礎科目において専任教員担当比率は 70.8%、兼任教員担当比率は 58.4%となっており、専門科目は表 4-2-1 のように系ごとに専任の教員が適切に配置されている。

専任教員数は、令和 3（2021）年 5 月 1 日現在 19 人（うち教授 9 人）と、大学設置基準を充足している。なお、専任教員の年齢のバランスについては、表 4-2-2 の通り、大きな偏りは無いと言える。

【表 4-2-1】専任教員の配置（令和 3 年 5 月 1 日現在）

系	分野	教授	准教授	講師	分野別	合計
生涯学習支援系	生涯学習論	1	0	0	1	7
	社会教育学					
	図書館情報学	1	1	3	5	
	博物館学	1	0	0	1	
生涯マネジメント系	ビジネスマネジメント	1	1	0	2	5
	生活マネジメント	0	0	1	1	
	キャリア教育	0	2	0	2	
人間力創造系	文学・言語・歴史	1	0	0	1	7
	宗教・倫理・哲学	0	0	0	0	
	教育・家庭・健康	4	2	0	6	
その他	学長	0	0	0	1	
職位別計		9	6	4		
合計		19				

※教授の人数には特任教授を含む。

※複数の分野にまたがる教員は、担当科目数が最も多い分野にカウントしている。

【表 4-2-2】専任教員の職位別年齢構成（令和 3 年 5 月 1 日現在）

職位	年齢区分（歳）							比率 （%）
	21～30	31～40	41～50	51～60	61～70	71 以上	計	
教授（人）	0	0	1	3	1	4	9	47.3
准教授（人）	0	2	1	3	0	0	6	31.6
講師（人）	0	4	0	0	0	0	4	21.1
計（人）	0	6	2	6	1	4	19	—
構成比 （%）	0.0	31.6	10.5	31.6	5.2	21.1	—	—

本学の教員の採用・昇任等については、「八洲学園大学教員選考規程」を定め、適切に運用している。

専任教員の人事は、この規程に従い総務委員会及び教務委員会にて審議し、教授会に諮り学長が承認した上で決定される。また、規程を円滑に履行するため、平成 29（2017）年 1 月に「教員の採用および昇任に係る選考手順」を制定した。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

過去の FD は表 4-2-3 の通りである。平成 28（2016）年度には、教員相互の授業参観という形式を初めて導入し、また研修会は SD を兼ねたものとして職員も参加した。

【表 4-2-3】過去の FD

年度	開催日	テーマ
平成 24 (2012)	9/19	1) テキスト配本方法変更後の現状と問題点 2) シラバスの改善について-現状と課題- 学士課程教育の質的転換-概略とシラバスの改善に関わって-
	2013/3/21	1) 学生からの要望など（事務局より） 2) テキスト履修科目指導上のティップスについて 3) テキスト履修の効用
平成 25 (2013)	9/25	1) 「平成 25 年度春学期学習に関するアンケート」の結果から 2) 4 学期制導入に伴う課題と対応策について
	2014/3/19	1) 今後の e ラーニング・システムの方向性について 2) SOBA LMS 配信システムについて（「SOBA 配信システムデモ」）
平成 26 (2014)	9/24	1) レポートの評価について 2) 「初年次セミナー」の開設について 3) SOBA LMS 配信システムについて（「SOBA 配信システム」）
	2015/3/18	1) テキスト履修科目課題レポートの添削指導について 2) SOBA LMS 配信システムについて
平成 27 (2015)	9/30	1) 科目評価アンケートについて 2) SOBA LMS 配信システムについて

	2016/3/23	1) 著作権と教材について 2) SOBA LMS 配信システムについて 3) 外部資金の獲得・活用について
平成 28 (2016)	10/1～ 2017/3/31	「公開授業（授業参観）」を実施
	2017/3/22	1) 学長講演（「本学の建学の精神、教育の理念について」） 2) 平成 28 年度公開授業（授業参観）報告
平成 29 (2017)	10/1～ 2018/3/31	「公開授業（授業参観）」を実施
	2018/3/22	1) 「剽窃が困難となるレポート論題」 長崎大学 大学教育イノベーションセンター 准教授 成瀬尚志先生 講演 2) 平成 29 年度公開授業（授業参観）報告
平成 30 (2018)	2019/3/11	テーマ「大学教育と通信教育」
平成 31 令和元 (2019)	2020/3/10	テーマ「授業参観報告」
令和 2・3 (2020・2021)	2020/12 ～ 2022/3/31	オンラインで独立行政法人日本学術振興会 研究倫理 e ラーニングコースを受講（コロナ禍により集会を避けるため）

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教育目的及び教育課程を適切に運営できるよう継続して教員の確保に努める。そのため総務委員会において、専任教員の採用・昇任計画をもとに教員の年齢構成などを踏まえたうえで教員の採用・昇任に関する中・長期計画を作成し、またその見直しを年度初めに行い、教授会に諮り学長の承認を得て実行していく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

SD としての組織的な取り組みを、平成 28 (2016) 年度から開始している（表 4-3-1）。開始当初は、SD を兼ねた FD 研修会に職員が参加するという形式であったが、平成 29 (2017) 年度からは SD 研修会の企画を総務委員会が担い、参加対象を教員および専任職員として実施を行った。

【表 4-3-1】過去の SD

年度	開催日	テーマ
平成 28 (2016)	2017/3/22	学長講演（「本学の建学の精神、教育の理念について」） ※FD 兼 SD 研修会として実施
平成 29 (2017)	2018/3/23	1) SD 研修会のあり方 2) 障害を持つ学生への対応—視覚障害を中心に—
平成 30 (2018)	2018/12/10	テーマ「大学の評価基準」「精神障がい、発達障がいのある学生への対応」
平成 31 令和元 (2019)	2020/3/10	個別テーマ「ハラスメント防止」 大テーマ 「八洲学園大学のブランディング」 (新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止)
令和 2 (2020)	2021/03/16	テーマ「大学通信教育の現状、そして今後に向けて」 (新型コロナウイルス感染拡大に伴いオンラインで実施)

SD 研修会のあり方は「大学設置基準等の一部を改正する省令」（平成 29（2017）年 4 月 1 日施行）を踏まえたものとし、今後の SD および SD 研修会の方針について次のように定め、研修計画の骨子とすることとしている。

【表 4-3-2】今後の SD の方針

<ul style="list-style-type: none"> ● 個別／グループ 教職員一人一人の資質・能力の向上に、組織的・計画的に取り組む ● 全体 <ul style="list-style-type: none"> ①大学経営に関する知識・技能の習得および実践（「大テーマ」） ②教職員全体またはその大部分に関連する課題，その対応（「個別テーマ」）

上記の方針や SD の企画に対して、参加した教職員にアンケート形式で意見を募り、適宜見直しや対応を行っている。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

研修計画の骨子は定まっているものの、本学教職員の資質・能力に対する目標設定や具体的な育成制度の考案には至っていないため、総務委員会を中心に今後検討していく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学は、教務委員会が研究環境の整備と運営・管理をおこなっている。教務委員会は、委員会規程に則り、「研究紀要に関すること」、「研究に関する外部資金獲得に関すること」、「その他、教育・研究に関すること」等の審議をおこなっている。

本学の研究環境は、基準項目 2-5 で示したとおり、横浜キャンパスに研究室を整備している。研究室には、机、椅子、書架、キャビネット等を設置し、個別に研究活動等を行えるようにしている。また、固定電話、インターネット環境を備えている。非常勤講師には、6階に共同の講師控室を設置している。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学は、文部科学省 科学技術・学術審議会 研究活動の不正行為に関する特別委員会「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（平成 18 年 8 月 8 日）、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正）、日本学術会議声明「科学者の行動規範」（平成 18 年 10 月 3 日公表、平成 25 年 1 月 25 日改定）に準拠し、「八洲学園大学 研究倫理及び研究費の監査に関する規程」、「八洲学園大学における研究活動行動規範」、「八洲学園大学における研究活動の不正行為防止計画」を定め、大学ホームページで公開している。これに沿って、本学の研究の維持・向上を図っている。

「八洲学園大学研究倫理及び研究費の監査に関する規程」では、本学の学術研究を適切に行うため、最高管理責任者、統括管理責任者を置くことを定めている。最高管理責任者は学長をもって充て、統括管理責任者は事務局長をもって充てている。研究活動上の不正行為の防止、不正行為が発生した場合の適切な対応は、内部監査委員会を設置して行う。不正防止推進部署は、事務局総務課としている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学は、研究活動の資源の配分について「八洲学園大学教員の個人研究費及び研究旅費に関する規程」「八洲学園大学共同研究規程」「八洲学園大学教員の外国出張取扱規程」で定めている。

個人研究費、個人研究旅費は、教員から提出された「個人研究費及び個人研究旅費交付申請書」、「個人研究計画書」をもとに事務局総務課が申請書・計画書の査定を行ない、その結果に基づいて学長が決定している。

共同研究費や海外への旅費については、教員からの申請がないため、資源配分をおこなっていない。また、本学は、基準項目 2-2 の TA と同様に RA (Research Assistant) などの人的支援も行っていない。研究活動のための外部資金は、令和 2 (2020) 年度科学研究費助成事業 (学術研究助成 基金/科学研究費補助金) (研究活動スタート支援 : 1 件) の応募をおこなったが採択されていない。

(3) 4-4 の改善・向上方策 (将来計画)

教育環境の整備と適切な運営・管理に関しては、横浜キャンパスに研究室を整備しているが、研究環境に関する教員満足調査の導入を検討していく。

研究倫理の確立と厳正な運用に関しては、関係法規・法令に基づいた諸規定のもと、引き続き厳正な運用をおこなっていく。

研究活動への資源の配分に関しては、研究活動のための外部資金を獲得するため、今後

も教務委員会にて検討していく。

【基準 4 の自己評価】

基準 4 は、いずれの項目も基準を満たしている。

「4-1 教学マネジメントの機能性」については、大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップが発揮されている。教学マネジメントは権限の分散や職員の役割等を含めて明確となっている。

「4-2 教員の配置・職能開発等」については、教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等がされている。FD は、教育内容・方法等の改善の工夫等を引き続き検討していく。

「4-3 職員の研修」については、職員の資質・能力向上への取組を組織的におこなっている。

「4-4 研究支援」については、研究環境の整備と適切な運営と管理がされている。また、研究倫理に関しては諸規定等を整備して厳正に運用されている。研究活動への資源の配分に関しては、外部資金の獲得が今後の課題である。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学の設置者である学校法人八洲学園は、「学校法人八洲学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という）の第 3 条にて、「この法人は、教育基本法に従い、学校教育を行うことを目的とする」と、経営の基本方針を定めている。

さらに「学校法人八洲学園組織規則及び事務分掌」、「学校法人八洲学園印章取扱規定」、「学校法人八洲学園稟議規程」、「学校法人八洲学園公益通報に関する規程」、「学校法人八洲学園情報公開に関する規定」、「学校法人八洲学園個人情報保護に関する規定」、「学校法人八洲学園監事監査規定」、「学校法人八洲学園会計処理規定」、「学校法人八洲学園情報公開に関する規程」を整備し、経営の規律と誠実性の維持を行っている。

本学園の設置校である八洲学園大学、八洲学園高等学校、八洲学園大学国際高等学校、八洲学園高等専修学校、福岡女子商業高等学校、ESA 音楽学院専門学校及び学園本部では、これらの「寄附行為」や規程等を遵守し、適切な運営を行っている

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学園は、法令及び「寄附行為」第 11 条の規定に基づき「理事会」を、また同第 16 条に基づき理事会の諮問機関である「評議員会」を設置し、法人の使命・目的に即した継続的な議事運営を行っている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全については、平成 16（2004）年度よりクールビズを実施している。また、横浜キャンパスの各階ロビーや附属図書館及び事務局には、快適性の向上や心理的な癒し効果のある絵画等を置いている。学内は全面禁煙とし、教職員等に対して健康への理解と協力を求めている。

人権については、「八洲学園大学教員就業規程」第 12 条及び「八洲学園大学職員就業規程」第 13 条にて、セクシャルハラスメントの禁止を定めている他、平成 29（2017）年度より「ハラスメント防止ガイドライン」を制定している。また、5-1-①で述べたように「学校法人八洲学園個人情報の保護に関する規定」を整備し、教育機関の教職員として責任のある行動を促している。その他に「学校法人八洲学園公益通報に関する規程」も整備している。

安全への配慮については、「事務局危機対応マニュアル」を策定している。直近の避難訓練は平成 29（2017）年 3 月に実施した。また、令和元（2019）年より防災の日である 9 月 1 日に専任教員とパート勤務を含む常勤職員を対象に安否確認のメール報告訓練を実施している。また、令和 3（2021）年度より総務委員会で「八洲学園大学危機管理マニユ

アル」作成し、今後も整備を進めていく。

(3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

本学園は、教育の質を確保し、社会的要請に対応すべく、関係法規・法令に基づいた諸規程のもと、経営の規律と誠実性を維持した運営を継続する。なお、実情に合わせながら危機管理体制を整備していく。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学園は、機動的・戦略的意思決定のため、最高意思決定機関として理事会を置き、その諮問機関として評議員会を置いている。

令和3（2021）年5月1日現在、理事会は理事5名と監事2名の計7名の役員から、また評議員会は、評議員12名から構成されている。理事の選任は「寄附行為」第6条、また評議員の選任は同第20条に則り行っている。

理事会では、本学園及び設置校の管理運営に関する基本方針、理事・監事・評議員及び理事長の選任、予算並びに重要な資産の処分に関すること、決算、事業計画及び事業報告、「寄附行為」や諸規程の改廃等、重要事項を審議している。理事を5名と少人数にしていること、法人を代表する理事を理事長のみとすることで、戦略的かつ迅速な意思決定を可能にしている。そして、「寄附行為」第18条にて、あらかじめ評議員会の意見を聞くべき諮問事項を定めており、評議員会は理事会の諮問機関として適切に機能している。

令和2（2020）年度までの理事の出席状況は新型コロナウイルス感染拡大の影響によるオンライン参加も含め良好であり、理事会は本学園の最終意思決定機関として適切に機能している。

なお、理事会を欠席する場合は「寄附行為」第11条7項の定めにより、予め意思表示を行うことにより決議に加わっている。

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

本学園は、使命・目的の達成に向けて、最高意思決定機関である理事会が円滑に戦略をたて、より積極的に学校運営に参画出来るよう、適宜、外部理事から多様な意見を取り入れながら改革を継続していく。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本学園では、法人と大学間の協調と効率的な運営のために、学長、事務局長及びその他の教職員が、日頃から電子メール及び「八洲学園ポータル掲示版」を活用し情報共有を行なっている。その他、適宜対面での打合せを実施しているそして、学長は、評議員会に参加しており、必要に応じて事務局長以下教職員に情報を共有している。また、教授会には学長を含めた全教職員と監事が参加している。こうした仕組みにより、管理部門と教学部門のコミュニケーションが図られ、法人及び大学の意思決定が円滑に行われている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本学園の監事については、「寄附行為」第 5 条にて定数を 2 名以上 3 名以内と定め、また同第 7 条にて「この法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む）又は、評議員以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員の同意を得て、理事長が選任する。」と選任方法を定め、適切に選考している。

監事は、理事会及び評議員会に毎回出席し、公認会計士による監査（年 1 回）に同席して意見交換を行なっている。また、毎月の教授会の議題と資料は監事にも共有しており、教学面の確認体制は整備している。なお、過去 5 年間の監事の理事会への出席状況は資料のとおりである。

一方、本学園の評議員については、「寄附行為」第 16 条にて定数を 11 名以上 15 名以内と定め、同第 20 条にて選任方法を第 1 号から第 5 号まで定め、適切に選考している。令和 3（2021）年 5 月 1 日現在の評議員数は、第 1 号 4 名、第 2 号 1 名、第 3 号 1 名、第 4 号 3 名、第 5 号 3 名の合計 12 名である。また、同第 21 条にて任期を 4 年と定めている。評議員会の役割は、同第 19 条にて「この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。」と定められている。なお、過去 5 年間の評議員の評議員会への出席状況は資料のとおりである。

本学園の全教職員は、理事長へ電子メール等により臨時提案や相談をおこなうことができる。理事長は、教職員の提案等をくみ上げ、リーダーシップとボトムアップのバランスの取れた運営を行っている。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き、理事会を中心とした管理部門と、教授会を中心とした教学部門が情報共有し、教授会の下部組織である委員会等の機能をさらに活性化させ、合理的な計画立案や問題解決を行っていく。ガバナンス機能については、監事による教学監査を引き続き実施することでさらに強化していく。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学園では、各校が中長期的な財務計画を含む年次事業計画を立案している。各校の年次事業計画は、評議員会の諮問を受け、理事会の審議のもと策定されることで本学園を総括する計画としている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学園の財務状況は、貸借対照表関係比率において、財務基盤の指標となる純資産構成比率が過去 5 年間の平均で 97.3%と、日本私立学校振興・共済事業団発行「令和 2 年度版今日の私学財政」の全国平均 87.8%と比較して問題ない水準といえる。

また、収支のバランスは、令和 2（2020）年度の教育活動収支差額比率が 15.5%、経常収支差額比率が 16.8%とプラスであることから、安定して推移している。日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標に基づく経営状態は 14 区分のうち 1 番目の A1 と判定でき、安定した財務基盤の確立と収支のバランスが確保されている。

一方、本学の財務状況は、開学以来、翌年度繰越収支差額は支出超過であるが、当年度収支差額は平成 25（2014）年度から収入超過となり改善傾向にある。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

安定した経営基盤を維持するため、引き続き本学の財務状況の改善をはかる。入学者定員比率及び在籍者定員比率の向上による学納金の増収、私立大学等経常費補助金の特別補助の増収、及び外部資金の獲得に積極的に取り組んでいく。また、教育研究経費の充実、及び管理経費の削減を実施していく。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学園の会計処理は、学校法人会計基準及び「学校法人八洲学園会計処理規定」に則って適正に実施し、必要に応じて補正予算を編成している。

また、会計担当者は、能力向上のため、文部科学省や日本私立学校振興・共済事業団等の研修会に参加している。そして、不明な点は公認会計士の指導・助言を受けている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学園の会計監査は、監事による監査及び公認会計士による外部会計監査によって厳正

に実施されている。また、監事 2 名は、理事会及び評議員会に出席し、経営についての意見を述べている。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

公認会計士の監査報告書でも明らかなように、監査は適切に行われている。本学園の計算書類、財産目録は学校法人の財務状況及び経営状況を正しく示している。本学園の会計処理及びその体制も整備されており、厳正に実施されているが、今後もさらなる体制強化を目指す。

【基準 5 の自己評価】

基準 5 は、いずれの項目も基準を満たしている。

「5-1 経営の規律と誠実性」については、本学園は使命・目的の実現のため継続的な努力をしており、関連する法令を遵守し、環境保全、人権、安全への配慮、教育情報・財務情報の公表に取り組んでいる。

「5-2 理事会の機能」については、使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制を整備し、その機能を発揮している。

「5-3 管理運営の円滑化と相互チェック」については、法人及び大学の管理運営機関並びに各部門のコミュニケーションによる意思決定が円滑に行われており、相互チェックによるガバナンスの機能を発揮している。

「5-4 財務基盤と収支」については、本学園は借入金がなく安定した財務状況であるが、一層の改善を図っていく。

「5-5 会計」については、関連する法令を遵守し、会計処理が適切にできる体制を整備している。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学ホームページ上で、「本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について認証評価・自己点検を行っています。」と宣言して内部質保証についての姿勢を明らかにし、開学した平成 16（2004）年度以降の自己点検評価書をすべて公表している。また、平成 29（2017）年度に受審した公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価では、同機関が定める大学評価基準を満たしているという認定を受けたが、その改善報告書も公表し、指摘された事項を真摯に受けとめ、継続的な改善・改革に全学体制で取り組んで行くことを宣言し、実行している。

自己点検・評価は、「八洲学園大学 自己点検・評価に関する規程」を定め、それに則って行っている。専任教職員数は 19 名であり、各教員の教育活動・研究活動の時間を保証するため、多くの委員会を設けることはできず、「八洲学園大学委員会規程」で、総務委員会と教務委員会の 2 委員会が、すべての委員会業務を集約することにしている。（総務委員会業務は同規程 2 条、教務委員会業務は同規程 3 条）

以上のような事情から、自己点検・評価は、「八洲学園大学 自己点検・評価に関する規程」に基づき、「八洲学園大学委員会規程 2 条」により、総務委員会を中心となって行い、その経緯は逐一教授会で全教員に報告しながら進め、成果を「自己点検評価書」にまとめている。

尚、委員会の構成委員は、「八洲学園大学委員会規程」（第 4 条）に基づき、学長が指名する専任教職員と専任職員から構成されている。同委員会は毎月一回開催される恒常的な組織であり、学長にも毎回オブザーバーとして臨席している。

「ソーシャルメディア利用ガイドライン」の作成（2017 年） 「八洲学園大学ハラスメント防止ガイドライン」の作成（2017 年） 「大学教員就業規程」の改訂（2019 年） 「大学職員就業規程」の改訂（2019 年）などは、内部質保証のための組織が整備され、責任体制が確立していることでできたといえる。

以上のことから、基準項目 6-1 を満たしている。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保障に関する全学的な方針を全教職員にさらに周知するため、その趣旨を「八洲学園大学 自己点検・評価に関する規程」の前文に明記するようになりたい。

また、「八洲学園大学 自己点検・評価に関する規程」に「内部質保証」を明記して、内部質保証の組織体制を整備したい。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

自己点検・評価は、6-1 で述べたように、「八洲学園大学の自己点検・評価に関する規程」に基づき総務委員会で行っているが、主として教員にかかわる、ハラスメント防止、SD、などは総務委員会主導で、学生にかかわる、学生アンケート、一部の科目アンケート（初年次セミナー）などは教務委員会を介して、入学生や卒業生にかかわる、入学者の動向、就職相談、などは事務局を介して、自主的・自律的に、毎年度自己点検・評価を実施している。

その成果として、スクーリング教室に、学生へのハラスメントの警鐘を促すてびきを設置、ハラスメントガイドラインを作成しホームページで公表、教員へのハラスメントアンケートを実施して結果を公表、SD研修会を実施して教員の意見交流を行う、年度や学期毎の入学者の動向を逐次教授会で周知する、などが行われている。

自己点検・評価の成果は「自己点検評価書」として3年に1度まとめ、冊子を全教職員に配布している。また大学ホームページに掲載し、広く社会に公表している。

以上のことから、基準項目 6-2 ①を満たしている。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、公益財団法人日本高等教育評価機構が定める「エビデンス集（データ編）」に応じたデータを中心とする、データや資料に基づき自己点検・評価を行っている。また、本学は 6-1-①で述べたように専任の教員が少ないため、IR に関する専門機関は置かず、二つある委員会の総務委員会と教務委員会、それに事務局で、内部質保障に必要となるデータを収集して分析し、上記 6-2-①のように現状の分析や改善策の立案等に活かしている。

以上のことから、基準項目 6-2-②を満たしている。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

毎月開催される総務委員会の業務に「IR 推進」を加えるように「八洲学園大学委員会規程」を改訂し、さらに、内部質保証の充実を目指すようにする。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

自己点検・評価、認証評価の点検・評価作業は、三つのポリシーと評価項目との関連性を確認しながら実施している。

6-1 で述べたように、本学は小規模校で専任教員数は 19 名である。19 名中 8 名の教員が、総務委員会・教務委員会の二つの委員会に、それぞれ 4 名所属し、毎月一回、会議を開いている。その二つの会議には事務局から同じ職員が出席し、二つの会議の連携もとれている。さらに学長の臨席をいただいていることで、大学の当面している課題を適宜把握して解決を図る体制ができています。Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)のPDCAサイクルの体制が整備されている。その成果は、中長期計画の進行に反映させている。

三つのポリシーの推進にかかわることでは、教養教育の明確化、多様な学習支援を整備するための新規科目の開設（令和 2 年度はスクーリング履修 7 科目・テキスト履修 6 科目）、学生アンケートの結果を取り入れたシラバスの改善、学生の成長を促すための「学習のてびき」「レポートの書き方ハンドブック」の作成・配信、などが挙げられる。

以上のことから、基準項目 6-3 を満たしている。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

現在、改善作業は個人の裁量に任されている部分があるが、組織的に実施できるための仕組みを整備していく。

【基準 6 の自己評価】

基準 6 は、いずれの項目も基準を満たしている。

「6-1 内部質保証のための組織体制」については、責任体制を明確にし、恒常的な組織体制を整備している。

「6-2 内部質保証のための自己点検・評価」については、自己点検・評価を実施し、その結果を学内外に共有している。IR 機能の充実を目的として、必要に応じて体制の見直しを行う。

「6-3 内部質保証の機能性」については、三つのポリシーと関連付けた点検・評価を行い、その結果を踏まえた改善策を実施していることから、内部質保証の仕組みが機能しているといえる。改善の作業が個人の裁量に任されている部分は、組織的に実施するための仕組みを整えていく。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 「人間性豊かな e ラーニング」による生涯学習社会の実現

A-1 教員・学生間の人間的交流

《A-1 の視点》

A-1-① 双方向の e ラーニング (SOBA LMS 配信システム) の実践

A-1-② e ラーニング・システムの仕様改善

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

A-1-① 双方向の e ラーニングの実践

本学は、教育の理念の中で「人間性豊かな e ラーニング」の推進を掲げており、ここでの人間性の豊かさは、教員・学生間の双方向の交流により生み出されるものである。この交流及び学生の学修を主に支えるのは、e ラーニング・システム「SOBA マナベル」である。そこで、ここでは「SOBA マナベル」によって現在実現できている、学生の学修環境及び教員・学生間の双方向の交流の状況を述べる。「SOBA マナベル」の概要は、既に基準2-2「学習支援」と、基準3-2「教育課程及び教授方法」に記述しているが、ここでは学生から見える学修環境及び交流の双方向性に着目する。

1) ログイン

学生は、図 A-1-1 のようなログイン画面から ID とパスワードを入力してログインする。

【図 A-1-1】「SOBA」(ログイン画面)

ログイン直後の画面は「マイページ」といい、上部には、図 A-1-2 のように「メニュー」が帯となって現れる。

【図 A-1-2】「SOBA」(ログイン直後の画面の上部)



メニューには以下の①～⑦の入り口がある。

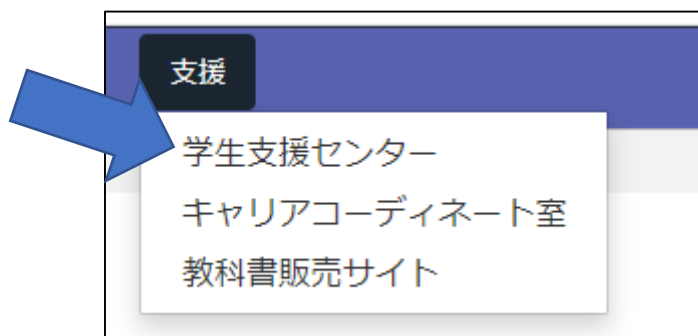
- ①履修・・・履修科目、履修登録、成績
- ②申請・・・証明書、申請履歴
- ③図書館・・・本を探す、貸出/予約状況
- ④学費・・・課金、デポジット
- ⑤支援・・・学生支援センター、キャリアコーディネート室、教科書販売サイト
- ⑥教室・・・本日のライブ授業、オンデマンド授業
- ⑦自分のニックネーム・・・プロフィール、ログアウト

また、メニューの帯の下には、大学からのお知らせ、本日の授業の案内、本日の説明会の案内、レポート提出窓口、テスト入場窓口、各科目担当教員とのメッセージ交流窓口、各科目での教員への質問窓口・回答窓口、が配置されていて、日々の大学生活を一覧できるようにしている。

2) 学生支援センター

学生支援センターには、メニューの「支援」をクリックして現れた図 A-1-3 の「学生支援センター」から入る。




【図 A-1-3】学生支援センターの表示



「学生支援センター」に入ると、図 A-1-4 のように、情報の入手先が示されている。学生は、学習準備、学習方法、サポート体制、事務手続き等に関する情報を入手することができる。

【図 A-1-4】学習支援情報

知りたい情報をクリックしてください。

 学習の進め方	 テキスト履修	 スクーリング履修	 サポート体制
---	---	---	--

 学費関連	 各種規程	 証明書	 身上異動	 その他
---	---	--	--	--

学生支援センター

2021年度春期のお知らせ

基本資料

2021年度 学習のてびき (2021/1/28) 
履修登録シミュレーション
レポートって何ですか? (2019/9/1) 
レポートの書き方ハンドブック [第3版] (2021/3/1) 
学修に活用可能なWeb上の情報源リスト [第2版] (2020/10/1) 

学事予定・時間割

2021年度春期 学事予定 (2021/1/18) 
平日スクーリング時間割 (2021/3/17) 
週末スクーリング時間割 (2021/3/16) 
夏期スクーリング時間割 (2021/3/30) 
科目修得試験日程 (2021/2/3) 

資格別時間割・教科書	
司書 (2021/2/23)	
学芸員 (2021/1/14)	
社会教育主事 (社会教育士) (2021/1/17)	
司書教諭 (2021/1/14)	
学校図書館専門職養成 基礎プログラム (2021/4/1)	
学校図書館専門職養成 応用プログラム (2021/2/9)	

このように、学生のニーズに応じた資料を掲載している。このことによって、学生は自ら、多くのことを調べることができる。

「学習の手引き」から、eラーニングによる学習の進め方を知ることができる。

「履修登録シミュレーション」からは、全ての開講科目の情報を知ることができて、多くの開設科目（2021年度春学期の科目数は216）の中から履修科目を選択するときの支えとなっている。

3) スクーリング授業

授業を受けるには、マイページの、メニューバーにある「教室」(図 A-1-5) をクリックして入る。

【図 A-1-5】 教室



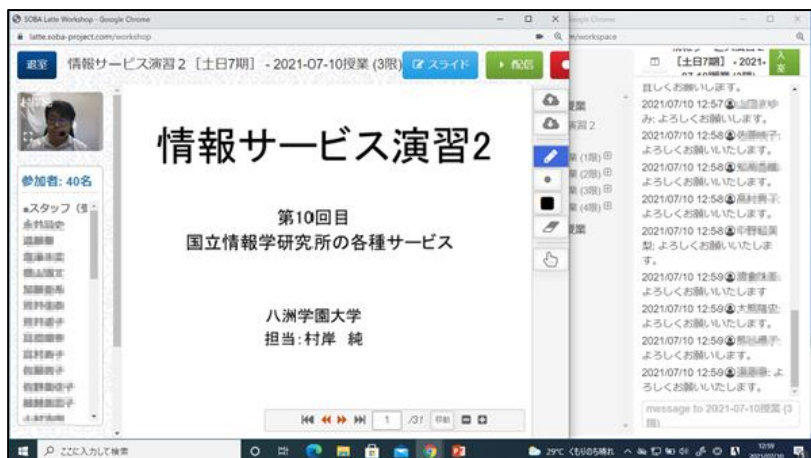
授業中は、図 A-1-6 のように、画面上に、講義をしている教員の動画やスライド、出席している全ての学生の名前の一覧が出る。また、それぞれの学生が随時チャットを書き込む窓口が開けられていて、双方向の場ができる。さらには、学生には受講中はマウスを手にして、適宜、理解度ボタンを押すように指示されていて、教員は学生の理解度がつかめるようにしている。尚、学生が 10 分間マウスで理解度ボタンを動かさないと、「退席中」のシグナルが画面に出る。こうして、授業中の教員と学生とのかかわりがおざなりにならないようにして、双方向のやりとりが行われている。

2019 年度に現行の「SOBA マナベル」に移行したことで、応答時間が向上し、学生からのチャットの反応が早くなり、ネット空間での指導環境が整えられた。

また、チャットは考えをまとめた発言になるので、そのことがよい学習の機会となる

し、記録が画面に残ることで授業内容を深める手立てとして活用することができる。さらには、各地の情報を、リアルタイムで共有して、意見を交わすことができる。

【図 A-1-6】授業画面



4) テキスト履修

学生には、科目修得試験までに、第一課題、第二課題に合格することが課されている。学生は課題に対して「SOBA マナベル」(図 A-1-7)にレポートを提出して、学習の成果を報告し、合格となる必要がある。教員は、「SOBA マナベル」(図 A-1-8)でレポートを添削し、学生に返却する。課題への学習が十分に満足の行くものであれば合格とし、その学習の成果を伝える。しかし、合格基準に満たない場合は「SOBA マナベル」(図 A-1-9)で「再提出」を通知する。学生は、再度学び直し、レポートを再提出する。課題が合格するまで、このやりとりが続けられる。尚、再提出した画面には前回提出のレポートも「提出履歴」(図 A-1-10)に記録されていて、教員には学生の進歩のようすが把握できるようになっている。

こうして、第一課題が合格すると、学生は第二課題に進み、同じようにして第二課題が合格すると、科目修得試験に進むことができる。テキスト履修においても、双方向のやりとりで、学生が意欲を失うことなく、しかも学修が深化するよう、配慮のある添削に努めて、「カリキュラム・ポリシー「生涯学習社会の実現に貢献しうる課題発見・解決能力、実践力を身につける」を、培うようにしている。

【図 A-1-7】レポート提出フォーマット

科目	2021年度前期「通信の授業」第二課題
提出期間	2021/06/14 ~ 2021/06/30
内容	<p>配信教材の第3章に紹介されているITツールの中から一つを選び、それをもとにして、「動く異国の異郷」をテーマに、自分のこれからの考えを、題材では、(1) 問題を明らかにする、(2) 課題の発見と対策を練る、という観点で論述をしますが、その観点ごとに話を積み重ねではなく、全体を流して一つの話を導き出すようにします。</p> <p>テキストを読んで、よく理解できたら、再読を繰り返すにはどのようなことが必要かを改めて考え、その考えをテキストの中や自分の経験のなから導き出して書くようにすると、自分の考えがまとまらなくなります。例えば、上記のように、これからはよく考える、課題の発見、課題の発見が課題となっていることをよく、よく課題の発見、課題の発見を解決するための考えを明らかにし、その考えを自分の経験に基づいて論述する。また、そのことと自分の経験とを関連づけることもよく、よくすることです。例として、論理的な説明が可能です。</p> <p>課題の1つを選んで発表(1章の教材について)にしてください。</p> <p>他、第二課題の成績評価については、近況を踏まえ、提出締め切り日の6月30日まで教員の発表を持って、それから原則1週間、科目毎に一問にお返します。他の科目もありませんので、第二課題の成績評価については、近況を踏まえ、提出締め切り日の6月30日までにはお返しできませんようにします。他、提出締め切り日の6月30日までにはお返しできません。また、事務局から第二課題の成績評価のメールが送られてくる場合は、課題レポートのときに合わせてご確認ください。</p>
文字数	文字数1600文字程度、文字数1600文字程度というとき、最後の1600文字の文字をみるのが一般的です。1591~1600文字、これでお願いします。また、文字数が1600文字を超えたら、文字数を削いでください。
提出回数	0
タイトル	
内容	<p>内容 (20000文字以内)</p> <p>0文字</p>
	提出

【A-1-11】「SOBA マナベル」の仕様改善の記録

不具合・要望など（主なもの）	対応状況
「別ウィンドウ表示」画面が横スクロールが必要で使いづらい（画面サイズに合わせて改行してほしい）	7/1済
（学生側）旧字体があると提出エラーになる	SOBAに対応している文字コード確認中
文字カウントが画面により異なる（学生側、教員側の一覧画面、教員側の添削画面それぞれで異なる） →空白、改行は1文字としてカウントしない方がよい	6/6済（教員側の添削画面の表示が正しかった（空白1文字、改行1文字カウント）） 8/20済（空白、改行はカウントしない）
（学生側）レポートの一次保存機能が無い	SOBAに依頼中
コメントや点数を入れてEnterを押すと一覧に戻ってしまい、入力した内容が消えてしまう（Enterを押しても大丈夫にしてほしい、入力した内容が自動保存されるようにしてほしい）	2020/9/8一部済（Enterを押しても一覧に戻らない） 自動保存は未対応
第2回課題の添削をしながら、第1回課題のレポートとコメントを確認できない	SOBAに依頼中
（学生側）再提出レポートの結果確認が分かりづらい ※「履修」>「成績」という画面から確認する必要あり	7/2済（マイページトップ、「履修科目」から見た時、最後に出したレポートの結果が表示されるように修正）
課題レポートを「返却」せず「添削済」のまま終わってしまう間違いが多い（「添削済」は選択肢に不要）	8/7済（課題・通常レポートは「未添削」「添削中」「返却」「返却(要再提出)」の選択肢のみに修正）
試験レポートを「返却」してしまう間違いが多い（「返却」「返却(要再提出)」は選択肢に不要）	8/7済（試験レポートは「未添削」「添削中」「添削済」の選択肢のみに修正 ※「採点中」「採点済」と名称を変えるとコードや画面要素にまで影響が出るため対応不可とのこと）
「状態」タブが上であり、コメントを入れた後戻って操作しないといけない（「状態」タブをコメント欄の下に持ってきてほしい）	2020/9/8済
各科目の「レポート」ページまで入らなくても科目ごとの未添削レポート件数が分かるようにしてほしい	SOBAに依頼中
「①②...」のフォントが小さい（質問画面なども同様）	2021/3/31「①②という文字は機種依存文字という特殊な文字のため、対応が難しい」と回答あり。申し訳ございませんが、他の表現を使うことでご対応お願いいたします。
レポート提出時に担当教員に自動通知メールを送信してほしい	2020/9/8済

以上のようにして改善されたものは、図 A-1-11 のように、「学習のてびき」として、毎年、学習支援センター情報ページに載せて学生に周知している。

【図 A-1-11】



これらのことから、本学では「SOBA マナベル」の仕様改善は適切に行われているといえる。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、e ラーニング・システム（「SOBA マナベル」）の効果的な活用を目指して行く。学生の持つ機器が、いろいろな形態のタブレットやスマホにも広がって来ている。これらに対応できるようにすると共に、情報漏洩への対策の必要性が高まるなか、情報セキュリティ管理体制を引き続き整備していく必要がある。

A-2 生涯にわたる学びの場の提供

《A-2 の視点》

A-2-① 年齢を問わずに学べる場の提供

A-2-② 場所の制約を受けずに学べる場の提供

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**A-2-① 年齢を問わずに学べる場の提供**

本学の建学の精神に掲げられた、「生涯学習社会の実現」をどの程度達成できているか測る指標として、「年齢を問わずに学べる場の提供」「場所の制約を受けずに学べる場の提供」の二点が挙げられる。

そのことを、年齢別在籍学者数と都道府県別在籍者数（令和3（2021）年5月1日）から検証してみる。

年齢別在籍者数は表 A-2-1 の通りである。

【表 A-2-1】年齢別在籍者数

年齢	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	合計
人数(人)	59	838	830	569	630	259	3,185
割合(%)	1.8	26.3	26.1	17.9	19.8	8.1	100

※割合は、小数点2位を四捨五入して示す。※科目等履修生を含む。

近年、高等教育における社会人の学び直し支援の必要性が高まっている。諸外国と我が国の実状を比較してみると、「リカレント教育、大学改革 参考資料」（平成29年11月内閣官房人生100年時代構想推進室）によれば、高等教育機関（4年制大学）への25歳以上の入学者割合は、OECD加盟国の平均値が16.6%であるのに対して、日本は2.5%である。日本は他国と比較して、著しく割合が低い。

（出典）OECD「Education at a Glance (2017)」（諸外国）及び
文部科学省「平成27年度学校基本調査」（日本）

しかしながら、本学では、上記の表 A-2-1 に見る通り、30代以上の割合が高く、社会人の学び直しに貢献していると自負している。

在学者の年齢別の構成を見ると、20～50代の割合が多く、相対的に60代以上は少なく見える。10～20代が中心の通学制の大学と比較すると、年齢を問わずに学べる環境が整っているといえるが、60代以上の学生の割合が少ない要因については、今後分析、検討の余地がある。

A-2-② 場所の制約を受けずに学べる場の提供

次に、都道府県別在学者数は表 A-2-2 の通りである（令和3年5月1日時点）。首都圏等の人口の多い地域は、相対的に在学者数の割合が高いものの、日本全国及び海外から受講されており、場所の制約を受けずに学べる場として環境が整っているといえる。

【表 A-2-2】都道府県別在籍者数

地域	都道府県	人数（人）	地域	都道府県	人数（人）	
北海道地方	北海道	120	近畿地方	三重県	26	
	東北地方	青森県		22	滋賀県	21
		岩手県		26	京都府	53
		宮城県		44	大阪府	106
		秋田県		16	兵庫県	96
		山形県		24	奈良県	9

	福島県	39		和歌山県	10
関東地方	茨城県	72	中国地方	鳥取県	12
	栃木県	57		島根県	3
	群馬県	53		岡山県	25
	埼玉県	203		広島県	47
	千葉県	169		山口県	25
	東京都	611		四国地方	徳島県
	神奈川県	484	香川県		9
			愛媛県		18
中部地方	新潟県	50	高知県	13	
	山梨県	19	九州地方	福岡県	94
	長野県	44		佐賀県	30
	富山県	25		長崎県	14
	石川県	18		熊本県	47
	福井県	10		大分県	17
	岐阜県	36		宮崎県	17
	静岡県	84		鹿児島県	34
	愛知県	133		沖縄県	72
				海外	15

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、年齢及び場所の制約を受けずに学べる場を、eラーニングを通じて提供しており、その二つの観点からは生涯学習社会の実現に貢献しているといえる。ただし、「生涯のいつでも」学べる場であるというには、どのようなライフステージにあっても学べる場である必要がある。本学では社会人の学生を多く受け入れていることから、この点でも生涯学習社会の実現に寄与できていると考えられるが、その検証には学生の情報を整備する必要がある。

現在、学生の立場（主婦、勤め等）に関する申告は任意としているため、申告があったものについて、今後統計的に処理し、データを分析・検討することとする。並行して、各ライフステージにおける場づくり・提供内容を検討していく。

また、本学では50代以上の学生の割合は相対的に少なく、「自立した高齢期を送るための学習機会の充実」をはかる方策も今後検討していくこととする。

A-3 社会に開かれた学びの場の提供

《A-3 の視点》

A-3-① 公開講座・地域貢献の実施

A-3-② 教員免許状更新講習の実施

(1) A-3 の自己判定

基準項目 A-3 を満たしている。

(2) A-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**A-3-① 公開講座の実施**

「SOBA e-college」を用いて、本学ならではの公開講座を開講している。

受講生は、来校受講、ライブ受講及びオンデマンド受講という三つの受講方法から自由に選択できる（一部、来校受講のみの講座もある）。表 A-3-1 は平成 25（2013）～令和 2（2020）年度の公開講座実績であるが、ライブ受講及びオンデマンド受講の受講生が大半を占めていることから、e ラーニングによる公開講座が受講生に求められていることが分かる。

なお、令和元（2019）年度はシステム移行直後のため e ラーニング講座の開講を減らしたことに加え、来校受講のみの防災士養成講座（認定特定非営利活動法人日本防災士機構の認定資格「防災士」に対応）の開講に伴い、来校での受講者が多くなっている。

【表 A-3-1】平成 25（2013）～令和 2（2020）年度公開講座実績

年度	講座数	受講者数（人）		
		来校受講	オンライン受講	
			ライブ	オンデマンド
平成 25（2013）年度	95	289	77	287
平成 26（2014）年度	70	133	33	225
平成 27（2015）年度	127	151	34	234
平成 28（2016）年度	179	302	266	401
平成 29（2017）年度	67	139	169	391
平成 30（2018）年度	33	8	104	168
令和元（2019）年度	18	220	56	97
令和 2（2020）年度	42	67	293	311
合計	631	1,309	1,032	2,114

※オンデマンド受講者数にはライブ参加後のオンデマンド重複視聴者も含む

地域連携としては、（一般社団法人）横浜みなとみらい 21 が主催する「みなとみらいかもめ SCHOOL」において本学教員が地域で働く人を対象に講座を開催している。また横浜市西区民読書推進目標の一環として、本学、横浜市西区および横浜中央図書館との共催イベント「にしくらぶ」を平成 29 年より連続して開催している。さらに本学図書館は一般に開放されており、地域社会に開かれた大学であると評価している。

図書館関連で国内最大のイベントである「図書館総合展」に平成 29 年度から参加し、図書館界全体の情報、学習環境・情報流通に関する技術と知見の交流をしている。次年度以降からは出展もし、さらに推進していく。

A-3-② 教員免許状更新講習の実施

教員免許状更新講習制度が開始された平成 21（2009）年度より、e ラーニングによる講習を実施している。試験会場は本学キャンパス以外に複数用意しており、全国から受講生が集まっている。平成 26（2014）～令和 2（2020）年度の都道府県別受講者数は表 A-3-2 の通りであるが、全体の受講者数も年々増加している。

【表 A-3-2】平成 26 (2014) ～令和 2 (2020) 年度の都道府県別受講者数 (人)

	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31	令和 2	計
北海道	9	0	1	2	1	1	12	26
青森県	0	0	0	0	0	0	16	16
岩手県	0	0	0	0	2	0	5	7
宮城県	3	2	2	5	2	1	8	23
秋田県	0	0	1	0	1	0	9	11
山形県	0	0	1	0	3	0	7	11
福島県	12	4	2	1	2	5	6	32
茨城県	1	2	1	5	12	4	21	46
栃木県	2	0	1	5	7	11	26	52
群馬県	1	2	2	1	8	5	7	26
埼玉県	11	22	22	18	29	16	64	182
千葉県	13	12	8	8	47	27	29	144
東京都	28	37	28	34	94	69	97	387
神奈川県	60	77	111	81	173	118	147	767
新潟県	1	5	5	1	1	0	11	24
富山県	0	2	1	2	6	0	2	13
石川県	13	4	5	3	1	1	7	34
福井県	1	0	1	1	8	1	4	16
山梨県	3	9	6	1	8	2	7	36
長野県	1	1	1	4	2	2	19	30
岐阜県	0	5	1	2	4	3	7	22
静岡県	16	13	11	12	14	15	21	102
愛知県	10	31	31	48	65	56	53	294
三重県	2	7	8	10	30	11	12	80
滋賀県	3	10	7	3	8	3	8	42
京都府	3	11	16	14	16	12	30	102
大阪府	26	56	74	70	135	120	146	627
兵庫県	19	42	31	42	38	36	61	269
奈良県	3	9	10	7	12	18	18	77
和歌山県	1	2	1	1	0	1	5	11
鳥取県	0	-	0	0	0	1	1	2
島根県	0	1	0	0	0	0	0	1
岡山県	0	-	0	5	4	5	7	21
広島県	0	0	3	10	5	7	15	40
山口県	0	0	2	2	1	1	2	8
徳島県	1	2	0	1	2	2	2	10
香川県	0	0	1	1	0	2	1	5
愛媛県	0	0	1	0	0	0	5	6
高知県	0	0	0	0	0	0	4	4
福岡県	2	3	2	2	1	2	45	57

佐賀県	0	0	1	1	0	0	2	4
長崎県	1	0	0	1	1	2	2	7
熊本県	0	0	0	1	1	0	14	16
大分県	2	1	0	0	0	0	4	7
宮崎県	1	0	0	0	1	0	9	11
鹿児島県	1	0	0	2	0	1	8	12
沖縄県	12	24	45	35	54	69	37	276
計	262	396	444	442	799	630	1023	3996

※各年度、夏開講と秋開講の受講者数を合計している。

以上から、現在本学では「社会に開かれた学びの場の提供」を実現しているといえる。

(3) A-3 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き e ラーニング・システムを活用し本学ならではの公開講座及び教員免許状更新講習の実施を推進していく。

【基準 A の自己評価】

本学は、教育の理念の中で「人間性豊かな e ラーニング」の推進を掲げており、e ラーニングによる通信教育の実施が最大の特長であることから、「大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準」に「人間性豊かな e ラーニングによる生涯学習社会の実現」を設定した。この基準 A は、いずれの項目も基準を満たしている。

「A-1 教員・学生間の人間的交流」については、「SOBA」の活用により実現している。今後も仕様改善を推進していく。

「A-2 生涯にわたる学びの場の提供」については、20～40 代を中心に日本全国及び海外から学生が集まっていることから、年齢・場所を問わず学べる環境が整っていると見えるが、50 代以上の学生の割合が少ない要因の分析が今後の課題である。

「A-3 社会に開かれた学びの場の提供」については、e ラーニングによる公開講座及び教員免許状更新講習を実施し、地域社会のみならず広く社会に貢献している。

V. 特記事項

「V. 特記事項」については、現在所轄委員会にて検討を重ねている。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に定めている。	1-1
第 85 条	○	学則第 3 条に定め、生涯学習学部を置いている。	1-2
第 87 条	○	学則第 12 条に定めている。	3-1
第 88 条	○	学則第 12 条に定めている。	3-1
第 89 条	—	該当なし。	3-1
第 90 条	○	学則第 16 条に定めている。	2-1
第 92 条	○	学則第 7 条に定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 8 条、教授会規程第 3 条に定めている。	4-1
第 104 条	○	学則第 39 条に定めている。	3-1
第 105 条	○	学則第 40 条に定めている。	3-1
第 108 条	—	該当なし。	2-1
第 109 条	○	学則第 2 条、自己点検・評価に関する規程に定めている。	6-2
第 113 条	○	情報公開に関する規程第 3 条に定めている。	3-2
第 114 条	○	学則第 7 条、八洲学園大学の事務組織及び事務分掌を定める規程に定めている。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 22 条に定めている。	2-1
第 132 条	○	学則第 22 条に定めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	すべての事項（寄宿舍に関する事項を除く）を学則に定めている。	3-1 3-2
第 24 条	—	該当なし。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 42 条に定めている。	4-1
第 28 条	○	すべての表簿を備えている。	3-2
第 143 条	○	教授会規程第 6 条に定めている。	4-1
第 146 条	○	学則第 13 条に定めている。	3-1
第 147 条	○	学則第 39 条、情報公開に関する規程第 3 条、履修規程第 2 条に定めている。	3-1
第 148 条	○	学則第 12 条に定めている。	3-1
第 149 条	○	学則第 22 条、八洲学園大学再入学、編入学及び転入学に関する規程に定めている。	3-1
第 150 条	○	学則第 16 条に定めている。	2-1
第 151 条	—	該当なし。	2-1
第 152 条	—	該当なし。	2-1
第 153 条	—	該当なし。	2-1

八洲学園大学

第 154 条	—	該当なし。	2-1
第 161 条	○	学則第 22 条、八洲学園大学再入学、編入学及び転入学に関する規程に定めている。	2-1
第 162 条	○	学則第 22 条、八洲学園大学再入学、編入学及び転入学に関する規程に定めている。	2-1
第 163 条	○	学則第 9 条、第 15 条、第 39 条に定めている。	3-2
第 163 条の 2	○	学則第 40 条に定めている。	3-1
第 164 条	—	該当なし。	3-1
第 165 条の 2	○	3 つの方針を定め、大学ホームページで公開している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 2 条、自己点検・評価に関する規程に定めている。	6-2
第 172 条の 2	○	情報公開に関する規程第 3 条に定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 39 条に定めている。	3-1
第 178 条	○	学則第 22 条、再入学、編入学及び転入学に関する規程に定めている。	2-1
第 186 条	○	学則第 22 条、再入学、編入学及び転入学に関する規程に定めている。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	大学設置基準、私立学校法及びその他の法令等を遵守している。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 3 条に定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	委員会規程に組織を定め、厳正におこなっている。	2-1
第 2 条の 3	○	学則第 7 条に定めている。	2-2
第 3 条	○	学部は、定められた条件等を満たしている。	1-2
第 4 条	○	生涯学習学科を置いている。	1-2
第 5 条	—	該当なし。	1-2
第 6 条	—	該当なし。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	教授会及び委員会を編成し、組織的な連携体制を確保している。	3-2 4-2
第 10 条	○	定められた条件を満たしている。	3-2 4-2
第 10 条の 2	○	教務委員会と当該教員が連携し、教育課程の編成をおこなっている。	3-2
第 11 条	—	該当なし。	3-2 4-2
第 12 条	○	定められた条件を満たしている。	3-2

八洲学園大学

			4-2
第 13 条	○	定められた条件を満たしている。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	定められた条件を満たしている。	4-1
第 14 条	○	定められた条件を満たしている。	3-2 4-2
第 15 条	○	定められた条件を満たしている。	3-2 4-2
第 16 条	○	定められた条件を満たしている。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	定められた条件を満たしている。ただし、現在は助教を置いている。	3-2 4-2
第 17 条	○	定められた条件を満たしている。ただし、現在は助手を置いている。	3-2 4-2
第 18 条	○	収容定員を学則第 4 条に定めている。	2-1
第 19 条	○	学部学科の目的を学則に定め、その目的等に即した教育課程を置いている。また。カリキュラム・ポリシーを定め、適切に運用している。	3-2
第 19 条の 2	—	該当なし。	3-2
第 20 条	○	学則第 24 条に定めている。	3-2
第 21 条	○	学則第 26 条に定めている。	3-1
第 22 条	—	該当なし。	3-2
第 23 条	○	授業は、15 週にわたる期間で編成している。	3-2
第 24 条	○	適切な人数で運営している。	2-5
第 25 条	○	定められた条件を満たしている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	定められた条件を満たしている。	3-1
第 25 条の 3	○	FD 研修等で実施している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	○	昼夜開講制を実施している。	3-2
第 27 条	○	学則第 29 条に定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	履修規程第 2 条第 2 項に定めている	3-2
第 27 条の 3	—	該当なし。	3-1
第 28 条	○	再入学、編入学及び転入学に関する規程に定めている	3-1
第 29 条	○	再入学、編入学及び転入学に関する規程に定めている	3-1
第 30 条	○	単位認定基準を定め、認定している。	3-1
第 30 条の 2	○	学則第 12 条第 2 項に定めている。	3-2
第 31 条	○	学則第 11 条第 3 項で定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 39 条に定めている。	3-1
第 33 条	—	該当なし。	3-1
第 34 条	○	定められた条件を満たしている。	2-5
第 35 条	—	該当なし。	2-5
第 36 条	○	定められた条件を満たしている。	2-5
第 37 条	○	定められた条件を満たしている。	2-5

八洲学園大学

第 37 条の 2	○	定められた条件を満たしている。	2-5
第 38 条	○	附属図書館規程に定めている。	2-5
第 39 条	—	該当なし。	2-5
第 39 条の 2	—	該当なし。	2-5
第 40 条	○	定められた条件を満たしている。	2-5
第 40 条の 2	○	定められた条件を満たしている。	2-5
第 40 条の 3	○	定められた条件を満たしている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	定められた条件を満たしている。	1-1
第 41 条	○	学則第 7 条に定めている。	4-1 4-3
第 42 条	○	学則第 6、7 条に定め、適切に運営している。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	教務委員会および教務課にて適切に運営している。	2-3
第 42 条の 3	○	FD 及び SD 研修会をおこなっている。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	該当なし。	3-2
第 43 条	—	該当なし。	3-2
第 44 条	—	該当なし。	3-1
第 45 条	—	該当なし。	3-1
第 46 条	—	該当なし。	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし。	2-5
第 48 条	—	該当なし。	2-5
第 49 条	—	該当なし。	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし。	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし。	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし。	4-2
第 57 条	—	該当なし。	1-2
第 58 条	—	該当なし。	2-5
第 60 条	—	該当なし。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 39 条に定めている。	3-1
第 10 条	○	学則 39 条第 3 項にて学位記の様式（別紙）を示している。	3-1
第 10 条の 2	—	該当なし。	3-1
第 13 条	○	学則第 29 条、30 条、31 条に定めている。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	寄附行為第 3 条に定めている。	5-1
第 26 条の 2	○	寄附行為第 7 条、11 条、16 条に定めている。	5-1

八洲学園大学

第 33 条の 2	○	寄付行為は法人ホームページに公開されている。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 5 条に定めている。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	寄附行為第 6 条、7 条に定めている。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 11 条に定めている。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 7 条、12 条に定めている。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 6 条、7 条に定めている。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 7 条に定めている。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 9 条に定めている。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 16 条に定めている。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 18 条に定めている。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 19 条に定めている。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 20 条に定めている。	5-3
第 44 条の 2	○	寄附行為第 45 条に定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	寄附行為第 46 条に定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	寄附行為第 46 条に定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	寄附行為第 45 条、46 条に基づき適切に対応している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 40 条第 2 項に定めている。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 28 条に定めている。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 29 条に定めている。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 31 条に定めている。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 33 条に定めている。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 35 条に定めている。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 32 条に定めている。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	—	該当なし。	1-1
第 100 条	—	該当なし。	1-2
第 102 条	—	該当なし。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	—	該当なし。	2-1
第 156 条	—	該当なし。	2-1
第 157 条	—	該当なし。	2-1

八洲学園大学

第 158 条	—	該当なし。	2-1
第 159 条	—	該当なし。	2-1
第 160 条	—	該当なし。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	該当なし。	6-2 6-3
第 1 条の 2	—	該当なし。	1-1 1-2
第 1 条の 3	—	該当なし。	2-1
第 1 条の 4	—	該当なし。	2-2
第 2 条	—	該当なし。	1-2
第 2 条の 2	—	該当なし。	1-2
第 3 条	—	該当なし。	1-2
第 4 条	—	該当なし。	1-2
第 5 条	—	該当なし。	1-2
第 6 条	—	該当なし。	1-2
第 7 条	—	該当なし。	1-2
第 7 条の 2	—	該当なし。	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—	該当なし。	1-2 3-2 4-2
第 8 条	—	該当なし。	3-2 4-2
第 9 条	—	該当なし。	3-2 4-2
第 10 条	—	該当なし。	2-1
第 11 条	—	該当なし。	3-2
第 12 条	—	該当なし。	2-2 3-2
第 13 条	—	該当なし。	2-2 3-2
第 14 条	—	該当なし。	3-2
第 14 条の 2	—	該当なし。	3-1
第 14 条の 3	—	該当なし。	3-3 4-2
第 15 条	—	該当なし。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	—	該当なし。	3-1
第 17 条	—	該当なし。	3-1
第 19 条	—	該当なし。	2-5
第 20 条	—	該当なし。	2-5
第 21 条	—	該当なし。	2-5
第 22 条	—	該当なし。	2-5
第 22 条の 2	—	該当なし。	2-5

八洲学園大学

第 22 条の 3	—	該当なし。	2-5 4-4
第 22 条の 4	—	該当なし。	1-1
第 23 条	—	該当なし。	1-1 1-2
第 24 条	—	該当なし。	2-5
第 25 条	—	該当なし。	3-2
第 26 条	—	該当なし。	3-2
第 27 条	—	該当なし。	3-2 4-2
第 28 条	—	該当なし。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	該当なし。	2-5
第 30 条	—	該当なし。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	該当なし。	3-2
第 31 条	—	該当なし。	3-2
第 32 条	—	該当なし。	3-1
第 33 条	—	該当なし。	3-1
第 34 条	—	該当なし。	2-5
第 34 条の 2	—	該当なし。	3-2
第 34 条の 3	—	該当なし。	4-2
第 42 条	—	該当なし。	4-1 4-3
第 42 条の 2	—	該当なし。	2-3
第 42 条の 3	—	該当なし。	2-4
第 43 条	—	該当なし。	4-3
第 45 条	—	該当なし。	1-2
第 46 条	—	該当なし。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	該当なし。	6-2 6-3
第 2 条	—	該当なし。	1-2
第 3 条	—	該当なし。	3-1
第 4 条	—	該当なし。	3-2 4-2
第 5 条	—	該当なし。	3-2 4-2
第 6 条	—	該当なし。	3-2
第 6 条の 2	—	該当なし。	3-2
第 6 条の 3	—	該当なし。	3-2
第 7 条	—	該当なし。	2-5
第 8 条	—	該当なし。	2-2 3-2
第 9 条	—	該当なし。	2-2 3-2

八洲学園大学

第 10 条	—	該当なし。	3-1
第 11 条	—	該当なし。	3-2 3-3 4-2
第 12 条	—	該当なし。	3-2
第 12 条の 2	—	該当なし。	3-1
第 13 条	—	該当なし。	3-1
第 14 条	—	該当なし。	3-1
第 15 条	—	該当なし。	3-1
第 16 条	—	該当なし。	3-1
第 17 条	—	該当なし。	1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条	—	該当なし。	1-2 3-1 3-2
第 19 条	—	該当なし。	2-1
第 20 条	—	該当なし。	2-1
第 21 条	—	該当なし。	3-1
第 22 条	—	該当なし。	3-1
第 23 条	—	該当なし。	3-1
第 24 条	—	該当なし。	3-1
第 25 条	—	該当なし。	3-1
第 26 条	—	該当なし。	1-2 3-1 3-2
第 27 条	—	該当なし。	3-1
第 28 条	—	該当なし。	3-1
第 29 条	—	該当なし。	3-1
第 30 条	—	該当なし。	3-1
第 31 条	—	該当なし。	3-2
第 32 条	—	該当なし。	3-2
第 33 条	—	該当なし。	3-1
第 34 条	—	該当なし。	3-1
第 42 条	—	該当なし。	6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	—	該当なし。	3-1
第 4 条	—	該当なし。	3-1
第 5 条	—	該当なし。	3-1
第 12 条	—	該当なし。	3-1

大学通信教育設置基準

	遵守	遵守状況の説明	該当
--	----	---------	----

八洲学園大学

	状況		基準項目
第1条	○	本学は「大学通信教育設置基準」に規定された事項を満たして設置された大学であり、その水準の維持向上のための自己点検・評を学則第2条に定めている。	6-2 6-3
第2条	○	学則第3条に定めている。	3-2
第3条	○	学則第27条に定めている。	2-2 3-2
第4条	○	学則第9条に定めた学期をもとに学事予定を作成し、履修規程第3条をもとに最終試験、科目修得試験を実施している。	3-2
第5条	○	学則第26条に定めている。	3-1
第6条	○	学則第39条、履修規程第7条に定めている。	3-1
第7条	○	学則第32条に定めている。	3-1
第9条	○	学則第7条に定めており、必要な条件を満たしている。	3-2 4-2
第10条	○	定められた条件を満たしている。	2-5
第11条	○	本学は通信教育学部のみを置く大学であり、教育に支障がないため、運動場を設けていない。校地の面積も教育に支障がない。	2-5
第12条	○	委員会規程をもとに教務委員会、事務組織及び事務分掌を定める規程をもとに学生支援センターを配置し、教員と職員が協働して添削等の指導や教育相談を円滑に処理している。	2-2 3-2
第13条	○	大学設置基準に定められた事項を満たしている。	6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「―」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	該当なし
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	該当なし
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	該当なし
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。